

**瑞穂町第7期  
高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画**

(平成30年度から3年間)

2018年(平成30年)3月

**瑞 穂 町**



# はじめに

わが国では、近年、急速に高齢化が進み、平成 29 年には約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となるなど、超少子・高齢社会という社会構造の変化に直面しています。要支援・要介護認定者や認知症高齢者の数が増加を続ける中で、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳を迎える 2025 年問題への対応が、医療・介護において喫緊の課題となっています。高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けることができる環境づくりが必要となります。



そこで、瑞穂町では、「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまちみずほ」を基本理念とした、平成 30 年度から 3 年間を計画期間とする「瑞穂町第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

この計画では、平成 37 年（2025 年）を見据えた中長期的な展望に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

重点施策として、介護予防や認知症に対する施策の充実、在宅医療と介護連携の強化を図ります。また、日常生活上の支援や地域づくりにおいては、高齢者の孤立化防止に向けた取り組みや、町民が地域を支える担い手として幅広い分野で活躍することができる仕組みを整えてまいります。

今後はこの計画に基づき、町民の皆様の参加と関係機関との綿密な連携・協働の下、高齢者が心豊かに暮らせる健康長寿社会を創るため、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会委員の皆様をはじめ、策定に先立ち実施したニーズ調査等にご協力いただきました町民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

瑞穂町長 杉 浦 裕 之



# 目次

## 総論

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>5</b>
1 計画策定の趣旨 .....	5
2 計画策定の背景 .....	6
3 計画の位置づけ .....	9
4 計画の期間 .....	10
5 策定体制 .....	10
<b>第2章 高齢者の現状と推移</b> .....	<b>13</b>
1 町の人口の推移 .....	13
2 介護保険被保険者の状況 .....	17
3 アンケート調査からみえる状況 .....	28
<b>第3章 計画の基本的事項</b> .....	<b>37</b>
1 基本理念 .....	37
2 基本目標 .....	38
3 計画の重点施策 .....	40
4 計画の体系 .....	42

## 各論

<b>第1章 計画推進のための施策と方向性</b> .....	<b>49</b>
<b>基本目標1 地域包括ケアシステムの推進</b> .....	<b>49</b>
〔基本施策〕1 介護予防・生活支援の推進 .....	49
〔基本施策〕2 在宅医療・介護連携の推進 .....	55
〔基本施策〕3 地域包括支援センターの機能強化 .....	57
〔基本施策〕4 地域ケア会議の充実 .....	59
〔基本施策〕5 高齢者の権利擁護の推進 .....	60
〔基本施策〕6 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進 .....	61

<b>基本目標 2 認知症施策の推進</b> .....	<b>66</b>
〔基本施策〕 1 早期発見、適切な診断・対応を可能とする取組の推進 .....	66
〔基本施策〕 2 地域における認知症の人及びその家族への支援の推進 .....	68
<b>基本目標 3 介護サービス基盤の充実</b> .....	<b>70</b>
〔基本施策〕 1 介護サービス提供体制の充実 .....	70
〔基本施策〕 2 介護基盤の充実 .....	73
<b>基本目標 4 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進</b> .....	<b>75</b>
〔基本施策〕 1 高齢者の活躍の場と居場所づくりの推進 .....	75
〔基本施策〕 2 生きがいづくりと就労の促進 .....	78
〔基本施策〕 3 生涯学習、スポーツ活動の推進 .....	79
<b>第2章 介護保険サービスの見込み</b> .....	<b>83</b>
1 居宅（介護予防）サービスの見込み .....	83
2 地域密着型サービスの見込み .....	88
3 施設サービスの見込み .....	91
4 第1号被保険者の介護保険料 .....	93
<b>第3章 計画の推進体制</b> .....	<b>101</b>
1 推進体制 .....	101
2 計画の適正な運営 .....	102
3 人材の育成・確保 .....	104
4 計画内容の普及・啓発 .....	104

## 資料編

1 計画策定の経過 .....	107
2 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会委員名簿 .....	108
3 瑞穂町介護保険サービス提供事業所一覧 .....	109

この計画書中の年号は、平成31年4月30日の翌日(2019年5月1日)以後を表す場合でも、元号を「平成」と表しています。  
 新元号が施行された後は、新元号の相当する年に読み替えてください。

# 総論





# 第1章

## 計画の概要



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、高齢化が急速に進んでおり、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025（平成37）年には、高齢者が全国で2,200万人を突破することが見込まれています。これは、全人口の4人に1人にあたります。

このような状況において、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして、2000（平成12）年度に介護保険制度が創設されました。

介護保険制度は、これまでに必要な見直しが行われ、2006（平成18）年度からは、予防重視型システムへの転換として、市町村による介護予防事業等の地域支援事業や地域密着型サービスが実施されるようになりました。

2012（平成24）年度からは、高齢者が介護の必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活支援が包括的に行われる「地域包括ケアシステムの構築」に向けた取組が始まりました。

2015（平成27）年度からは、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と介護の連携や地域ケア会議の推進、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が必要となりました。

2018（平成30）年度には、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた効果的な介護予防を実施することや、多職種が参加する地域ケア会議を活用したケアマネジメントの支援に取り組むこととされています。

町においては、2017（平成29）年10月現在の高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は27.2%、75歳以上の高齢者数は4,090人となっており、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者についても、高齢者人口に比例して増加することが見込まれます。

そのため、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護サービス提供基盤の整備や保健福祉サービスの向上に取り組むとともに、高齢者の健康づくりや社会参加の促進にも取り組んできました。

介護保険制度の見直しを踏まえつつ、今後の高齢者人口の動向や高齢者を取り巻く様々な課題に対する施策をさらに推進するため、「瑞穂町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

## 2 計画策定の背景

### (1) 2018(平成30)年度介護保険法改正の概要

#### ① 2018(平成30)年度介護保険法の主な改正点

### 改正点 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ● 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定し、計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- 都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の整備
  - 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
  - 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能型居宅介護等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
  - 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方や普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化

その他

#### ● 医療・介護の連携の推進等

- 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設(介護医療院)を創設
- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

#### ● 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 高齢者と障がい者(児)が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
  - 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
  - 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする)

その他

### 改正点 2 介護保険制度の持続可能性の確保

#### ● 現役並み所得者の利用負担割合の見直し

- 現役並み所得者の負担割合を2割から3割に引き上げる(2018(平成30)年8月実施予定)

#### ● 介護納付金への総報酬割の導入

- 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする(2017(平成29)年8月実施)

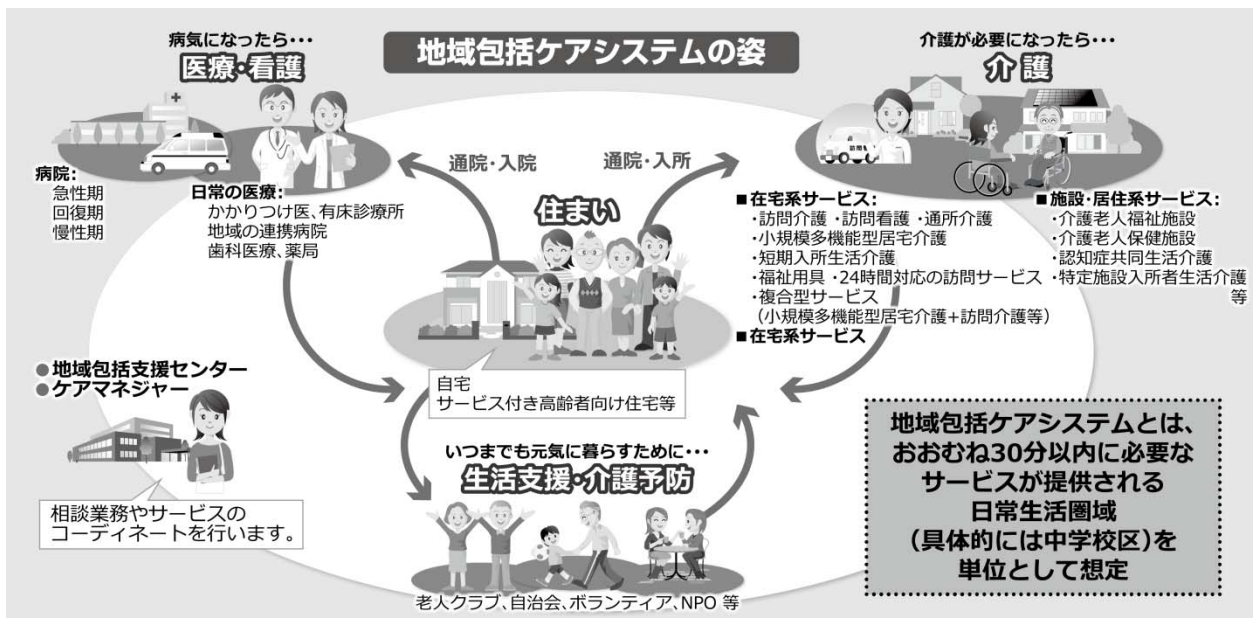
② 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

高齢化が進む中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが必要とされています。



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング  
「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」  
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年



資料：厚生労働省

高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、保険者（市町村）はデータに基づいた地域課題の分析を行い、取組内容及び目標を介護保険事業計画に記載することが求められています。

そのために、都道府県は研修の開催等を通じて市町村を支援し、保険者（市町村）は効果的な介護予防を実施することや、多職種が参加する地域ケア会議を活用したケアマネジメントの支援に取り組むこととされています。また、要介護状態の維持・改善の度合いや地域ケア会議の開催状況について、実績を評価し財政的なインセンティブを付与する仕組みが整備されることとなっています。

### ③「我が事・丸ごと」地域共生社会の理念の推進

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、一億総活躍社会づくりが進められています。

国は、2016（平成28）年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくことを目指しています。

#### 改革の背景と方向性

##### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的に対応
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

##### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

#### 改革の骨格

##### 地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

##### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援体制のあり方の検討

#### 「地域共生社会」の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

##### 地域丸ごとのつながりの強化

##### 専門人材の機能強化・最大活用

資料：厚生労働省

### 3 計画の位置づけ

本計画で策定する2つの計画は、法律に基づき策定することが義務付けられています。

#### (1) 高齢者保健福祉計画

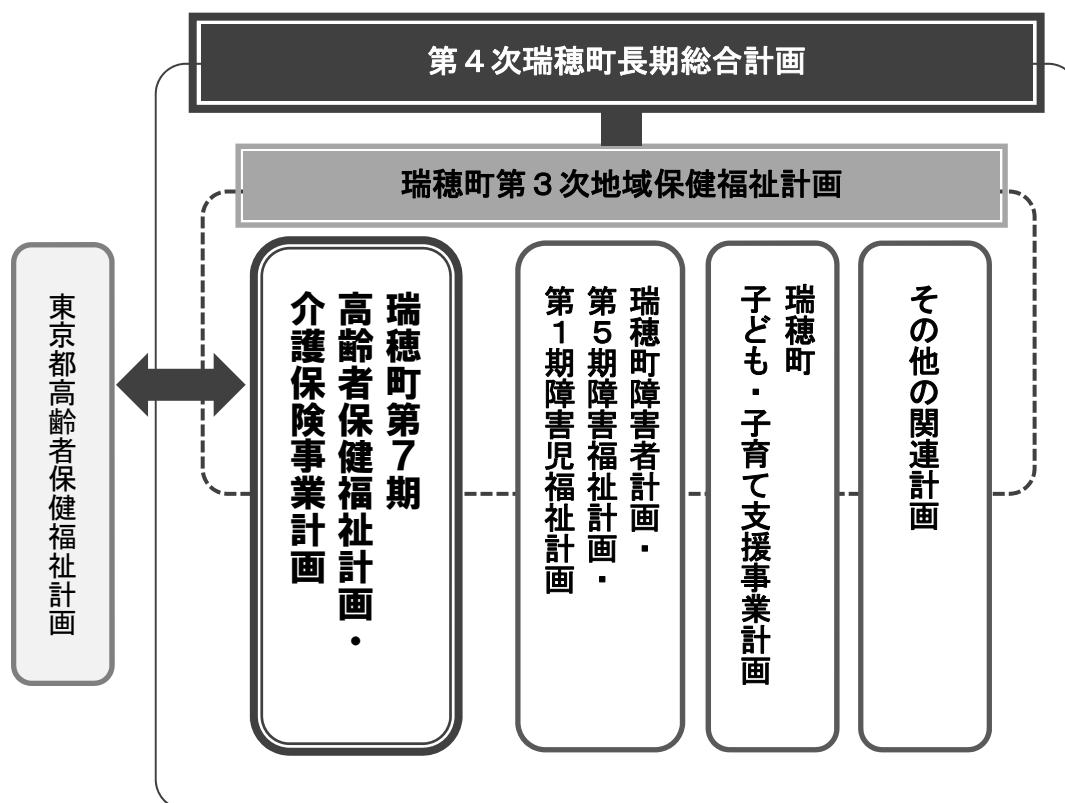
老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険制度とそれ以外のサービスの組み合わせ、健康・生きがいづくり等の高齢者福祉事業の見込量や目標を定め、高齢者全体の地域における福祉水準の向上を目指す計画です。

#### (2) 介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容、保険料等を定める計画です。

#### (3) 他の計画との関係

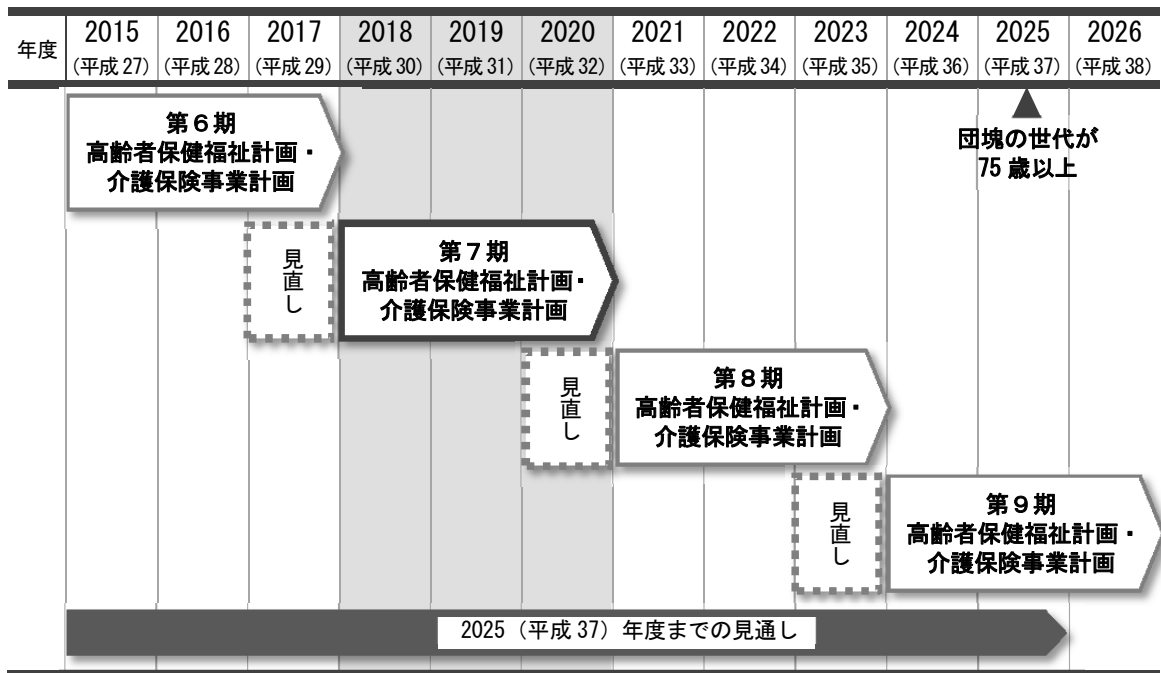
本計画は、町の基本計画である「第4次瑞穂町長期総合計画」や上位計画である「瑞穂町第3次地域保健福祉計画」を踏まえるとともに、瑞穂町のその他関連する計画や「東京都高齢者保健福祉計画」等の計画との整合性を確保しながら、横断的連携を図っています。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3年間です。介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととされているため、一体的に策定している高齢者保健福祉計画も同じ計画期間とします。

また、本計画期間だけではなく、団塊の世代が75歳に達する2025（平成37）年度までのサービスの充実の方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定しています。



## 5 策定体制

### (1) 策定委員会の設置

学識経験者、住民代表、福祉・保健・医療関係団体の代表者等の委員で構成する「瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会」を設置し、介護保険事業計画に基づく介護保険事業の実施状況や高齢者保健福祉施策に関する課題の検討・協議を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

介護保険サービスの基盤整備や地域支援事業等の構築を進めるにあたり、高齢者の要介護度の悪化につながるリスクや介護者の現状を把握することを目的として、町内に住む65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

### (3) 第7期計画（素案）への意見募集の実施

2018（平成30）年1月に本計画（素案）についての意見募集を実施し、町民からの意見を募りました。



## 第2章

### 高齢者の現状と推移



## 第2章 高齢者の現状と推移

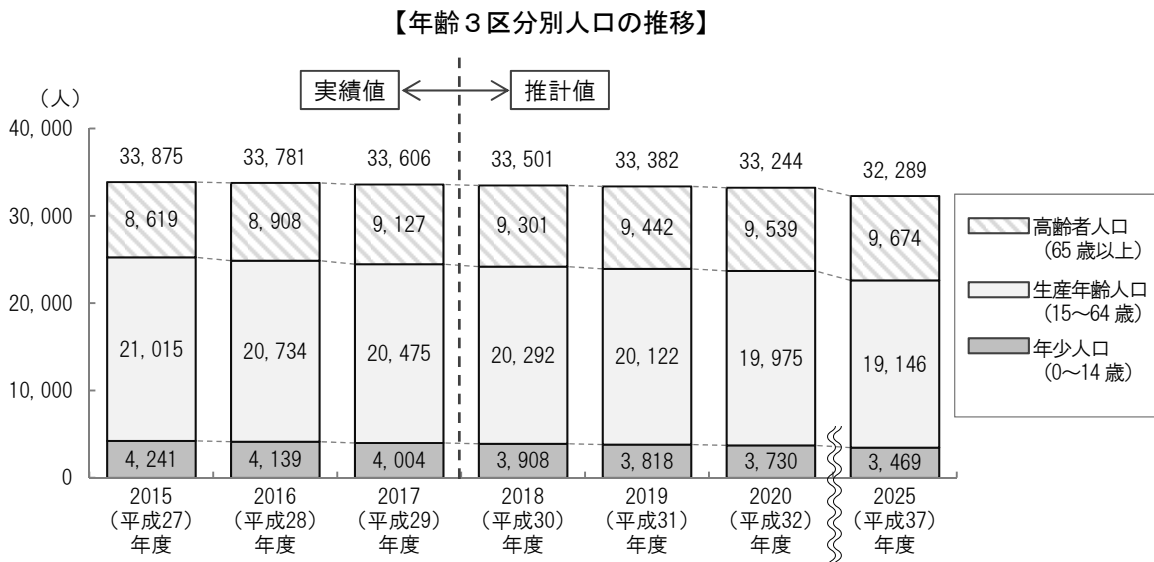
### 1 町の人口の推移

#### (1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は、2017（平成29）年10月1日現在33,606人で、2015（平成27）年から269人減少しています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加傾向を示しています。

2018（平成30）年度以降の推計人口をみると、年少人口は2018（平成30）年度以降に4,000人を下回り、生産年齢人口は2020（平成32）年度以降に20,000人を下回る一方、高齢者人口は増加を続け、2025（平成37）年度には9,674人になると推計されています。



	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37) 年度
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	
総人口	33,875 人	33,781 人	33,606 人	33,501 人	33,382 人	33,244 人	32,289 人
高齢者人口	8,619 人	8,908 人	9,127 人	9,301 人	9,442 人	9,539 人	9,674 人
生産年齢人口	21,015 人	20,734 人	20,475 人	20,292 人	20,122 人	19,975 人	19,146 人
年少人口	4,241 人	4,139 人	4,004 人	3,908 人	3,818 人	3,730 人	3,469 人

※資料

2015（平成27）年度～2017（平成29）年度実績値：瑞穂町住民基本台帳（各年10月1日現在）  
 2018（平成30）年度以降推計値：2014（平成26）年度～2017（平成29）年度の住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出

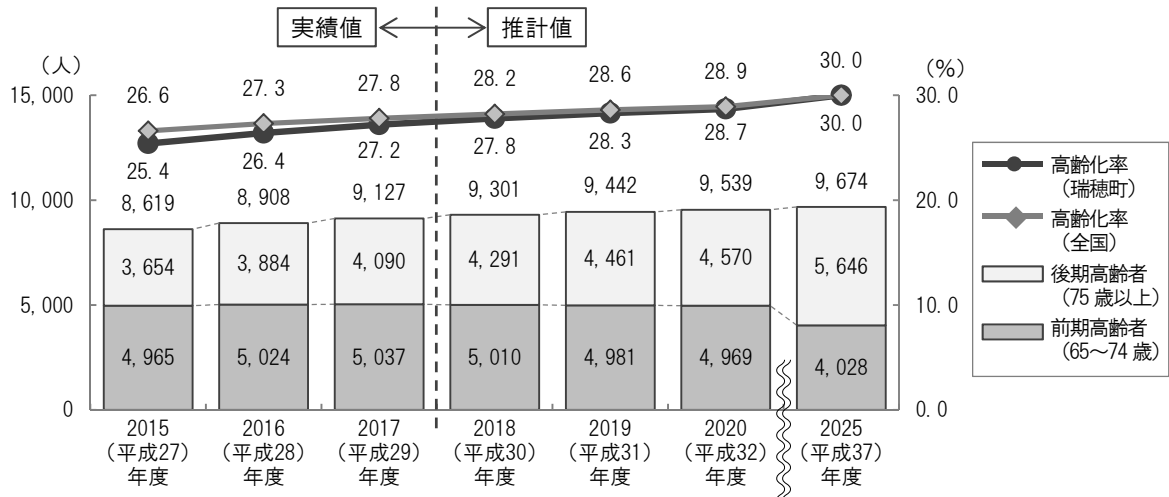
## (2) 高齢者人口及び高齢化率の推移

高齢者人口は、2017（平成29）年10月1日現在9,127人で、2015（平成27）年から508人増加しています。

2018（平成30）年度以降の推計人口をみると、前期高齢者人口は2018（平成30）年度から減少傾向に転じる一方、後期高齢者人口は増加を続け、2025（平成37）年度には5,000人を超えると見込まれます。

高齢化率については、2017（平成29）年10月1日現在27.2%で、全国値を0.6ポイント下回っています。2018（平成30）年度以降の推計をみると、いずれの年度も全国値を下回っているものの上昇傾向にあり、2025（平成37）年度には30.0%に達し、全国値と同じ割合になると見込まれます。

【高齢者人口及び高齢化率の推移】



	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37) 年度
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	
高齢者人口	8,619 人	8,908 人	9,127 人	9,301 人	9,442 人	9,539 人	9,674 人
前期高齢者 (65~74 歳)	4,965 人	5,024 人	5,037 人	5,010 人	4,981 人	4,969 人	4,028 人
後期高齢者 (75 歳以上)	3,654 人	3,884 人	4,090 人	4,291 人	4,461 人	4,570 人	5,646 人
高齢化率	瑞穂町	25.4%	26.4%	27.2%	27.8%	28.7%	30.0%
	全国	26.6%	27.3%	27.8%	28.2%	28.9%	30.0%

※資料（高齢者人口及び高齢化率）

2015（平成27）年度～2017（平成29）年度実績値：瑞穂町住民基本台帳（各年10月1日現在）

2018（平成30）年度以降推計値：2014（平成26）年度～2017（平成29）年度の住民基本台帳人口（各年10月1日現在）を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出

※資料（高齢化率（全国値））

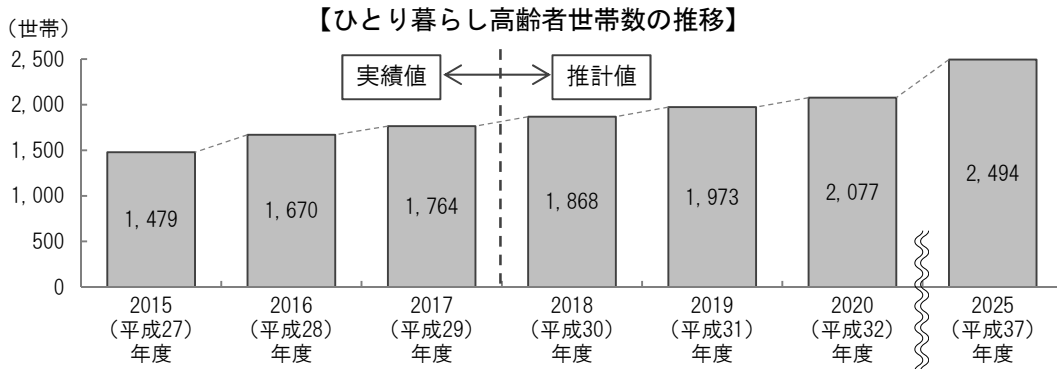
「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

2015（平成27）年10月1日現在の国勢調査による総人口（確定値）をもとに、出生中位（死亡中位）と仮定した推計値

### (3) ひとり暮らし高齢者世帯数の推移

ひとり暮らし高齢者世帯数は、2017(平成29)年6月1日現在1,764世帯で、2015(平成27)年度から285世帯増加しています。

2018(平成30)年度以降の推計をみると、世帯数は増加を続け、2025(平成37)年度には2,494世帯になると見込まれます。



	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37)年度
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
ひとり暮らし高齢者世帯数	1,479世帯	1,670世帯	1,764世帯	1,868世帯	1,973世帯	2,077世帯	2,494世帯

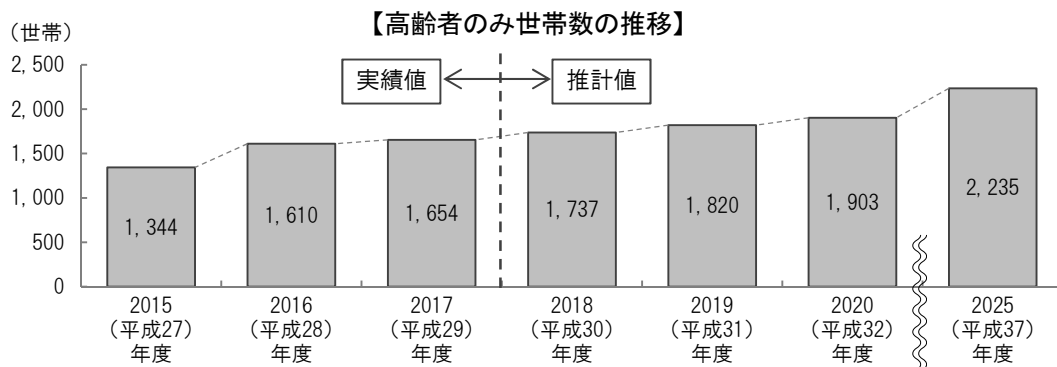
※資料

実績値：瑞穂町高齢課（各年6月1日現在） 推計値：過去3年の世帯数伸び率の平均値を用いて算出

### (4) 高齢者のみ世帯数の推移（ひとり暮らしを除く）

高齢者のみ世帯数は、2017(平成29)年6月1日現在1,654世帯で、2015(平成27)年度から310世帯増加しています。

2018(平成30)年度以降の推計をみると、世帯数は増加を続け、2025(平成37)年度には2,235世帯になると見込まれます。



	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37)年度
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
高齢者のみ世帯数	1,344世帯	1,610世帯	1,654世帯	1,737世帯	1,820世帯	1,903世帯	2,235世帯

※資料

実績値：瑞穂町高齢課（各年6月1日現在） 推計値：過去3年の世帯数伸び率の平均値を用いて算出

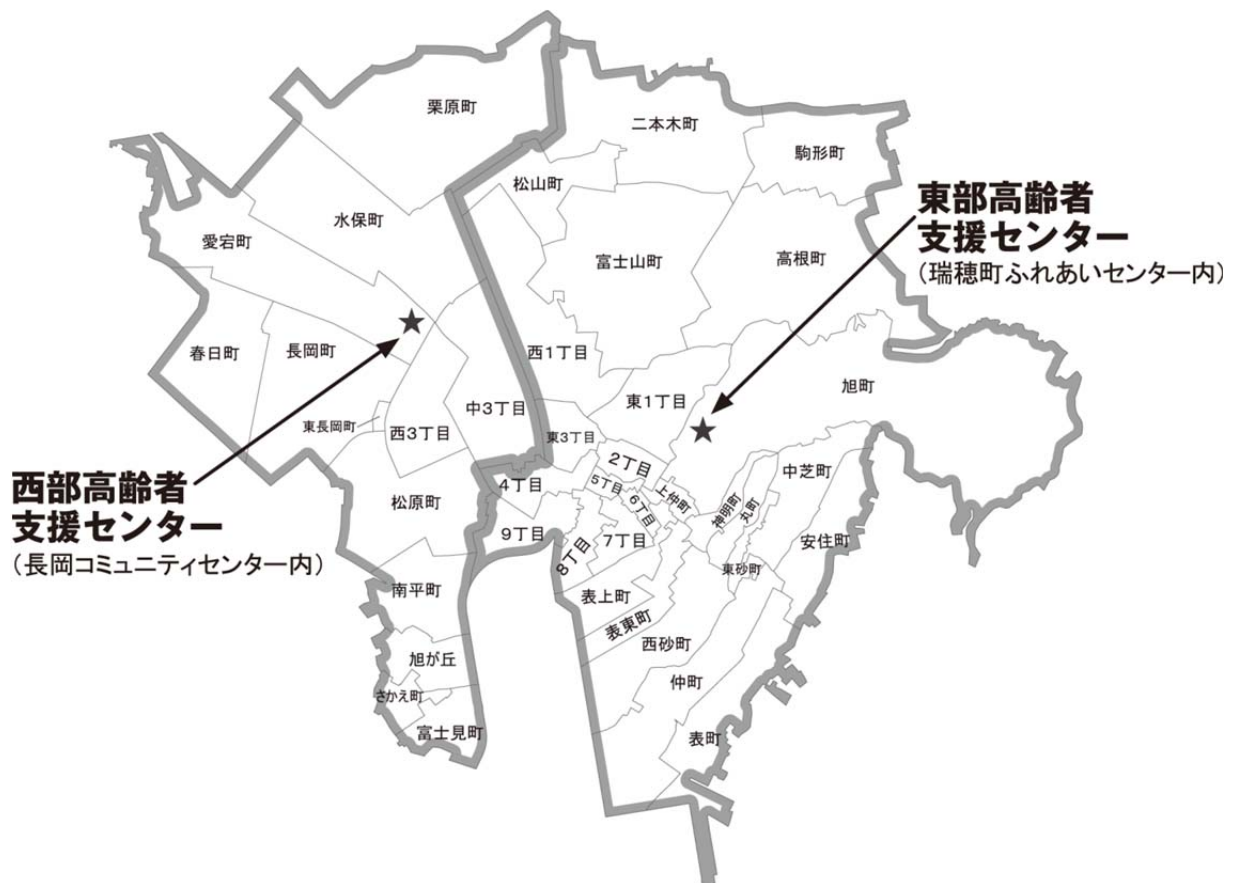
## (5) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、市町村において地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。介護保険事業計画では、この日常生活圏域を設定することが義務付けられています。

町では、町全域を1つの日常生活圏域と設定しています。これを単位として、サービス提供基盤の整備や見込みの検討等を行っています。今後の高齢者の増加等により、必要に応じて日常生活圏域の検討を行います。

また、日常生活圏域は町で1つとなっていますが、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を担う地域包括支援センター（高齢者支援センター）を、町内に2か所設置しています。

【高齢者支援センターの担当地域】



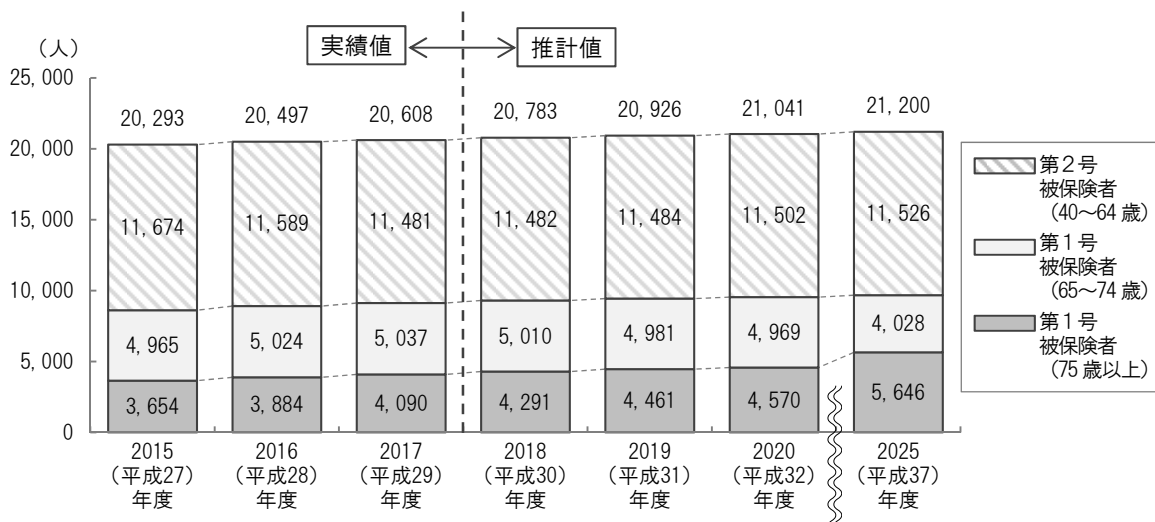
## 2 介護保険被保険者の状況

### (1) 介護保険被保険者数の推移

2017(平成29)年10月1日現在、第1号被保険者数は9,127人(65～74歳5,037人、75歳以上4,090人)、第2号被保険者数は11,481人で、2015(平成27)年度から第1号被保険者数は増加し、第2号被保険者数は減少する傾向がみられます。

2018(平成30)年度以降の推計人数をみると、第1号被保険者数について、75歳以上は増加し、65～74歳は減少すると見込まれます。第2号被保険者数については、2018(平成30)年度から増加傾向に転じ、2025(平成37)年度には11,526人になると見込まれます。

【介護保険被保険者数の推移】



	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37)年度
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
被保険者数	20,293人	20,497人	20,608人	20,783人	20,926人	21,041人	21,200人
第2号被保険者 (40～64歳)	11,674人	11,589人	11,481人	11,482人	11,484人	11,502人	11,526人
第1号被保険者 (65～74歳)	4,965人	5,024人	5,037人	5,010人	4,981人	4,969人	4,028人
第1号被保険者 (75歳以上)	3,654人	3,884人	4,090人	4,291人	4,461人	4,570人	5,646人

※資料

2015(平成27)年度～2017(平成29)年度実績値：瑞穂町住民基本台帳(各年10月1日現在)  
 2018(平成30)年度以降推計値：2014(平成26)年度～2017(平成29)年度の住民基本台帳人口(各年10月1日現在)を基準としたコーホート変化率の平均値を用いて算出

## (2) 要介護（要支援）認定者数の推移

### ① 第1号被保険者の状況

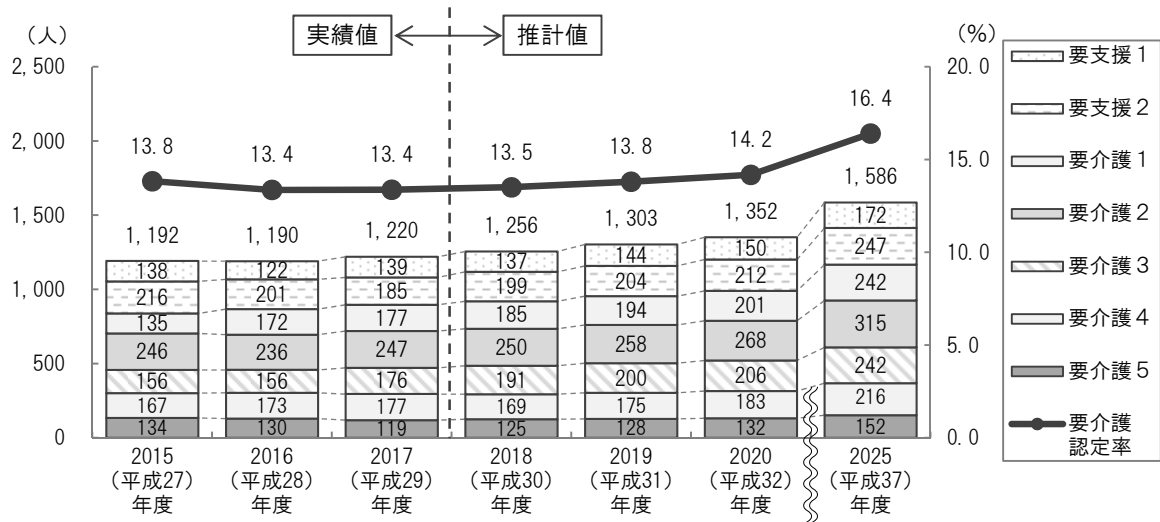
2017（平成29）年9月末日現在、第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数は1,220人で、2015（平成27）年度と比較すると28人増加しています。

2018（平成30）年度以降の推計人数をみると、今後も75歳以上の高齢者数が増えると予測されていることから、2020（平成32）年度には1,352人、2025（平成37）年度には1,586人と増加が見込まれます。

要介護（要支援）度別にみると、要介護3以上の認定者数は、2017（平成29）年9月末日現在472人ですが、2025（平成37）年度には610人に増加すると見込まれます。

要介護認定率（第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合）をみると、2017（平成29）年9月末日現在は13.4%ですが、2025（平成37）年度には16.4%になると見込まれます。

【要介護（要支援）認定者数の推移（第1号被保険者）】



	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37) 年度
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	
要介護（要支援）認定者数	1,192人	1,190人	1,220人	1,256人	1,303人	1,352人	1,586人
要支援認定者数	354人	323人	324人	336人	348人	362人	419人
要支援1	138人	122人	139人	137人	144人	150人	172人
要支援2	216人	201人	185人	199人	204人	212人	247人
要介護認定者数	838人	867人	896人	920人	955人	990人	1,167人
要介護1	135人	172人	177人	185人	194人	201人	242人
要介護2	246人	236人	247人	250人	258人	268人	315人
要介護3	156人	156人	176人	191人	200人	206人	242人
要介護4	167人	173人	177人	169人	175人	183人	216人
要介護5	134人	130人	119人	125人	128人	132人	152人
要介護認定率	13.8%	13.4%	13.4%	13.5%	13.8%	14.2%	16.4%

※資料

2015（平成27）年度～2017（平成29）年度実績値：瑞穂町「介護保険事業状況報告」（各年9月末統計）  
2018（平成30）年度以降推計値：地域包括ケア「見える化」システム



② 第2号被保険者の状況

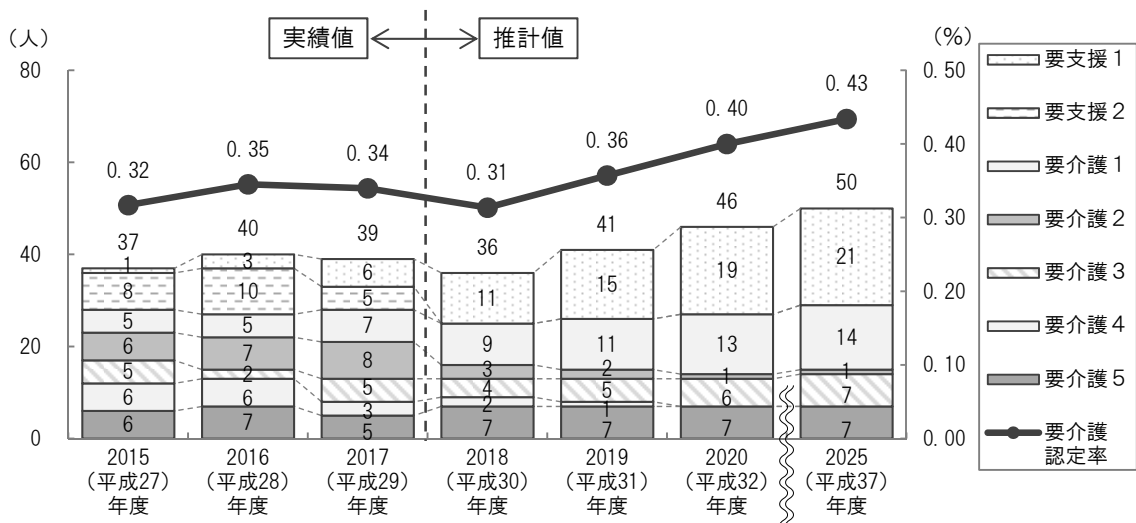
2017（平成29）年9月末日現在、第2号被保険者に占める要介護（要支援）認定者数は39人で、2015（平成27）年度と比較すると2人増加しています。

2018（平成30）年度以降の推計人数をみると、2020（平成32）年度には46人、2025（平成37）年度には50人と、増加が見込まれます。

要介護（要支援）度別にみると、要支援1及び2の認定者数は、2017（平成29）年9月末日現在11人で、2025（平成37）年度には21人に増加すると見込まれます。

要介護認定率（第2号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合）をみると、2017（平成29）年9月末日現在は0.34%ですが、2025（平成37）年度には0.43%になると見込まれます。

【要介護（要支援）認定者数の推移（第2号被保険者）】



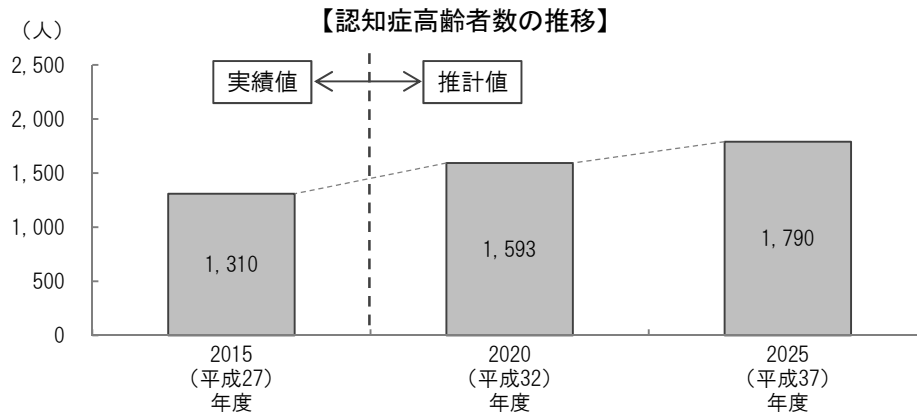
	第6期計画期間			第7期計画期間			2025 (平成37) 年度
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	
要介護（要支援）認定者数	37人	40人	39人	36人	41人	46人	50人
要支援認定者数	9人	13人	11人	11人	15人	19人	21人
要支援1	1人	3人	6人	11人	15人	19人	21人
要支援2	8人	10人	5人	0人	0人	0人	0人
要介護認定者数	28人	27人	28人	25人	26人	27人	29人
要介護1	5人	5人	7人	9人	11人	13人	14人
要介護2	6人	7人	8人	3人	2人	1人	1人
要介護3	5人	2人	5人	4人	5人	6人	7人
要介護4	6人	6人	3人	2人	1人	0人	0人
要介護5	6人	7人	5人	7人	7人	7人	7人
要介護認定率	0.32%	0.35%	0.34%	0.31%	0.36%	0.40%	0.43%

※資料

2015（平成27）年度～2017（平成29）年度実績値：瑞穂町「介護保険事業状況報告」（各年9月末統計）  
 2018（平成30）年度以降推計値：地域包括ケア「見える化」システム

### (3) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数は、2020（平成32）年度には1,593人、2025（平成37）年度には1,790人と、増加が見込まれます。



	第6期計画期間	第7期計画期間	2025 (平成37) 年度
	2015 (平成27) 年度	2020 (平成32) 年度	
認知症高齢者数	1,310 人	1,593 人	1,790 人

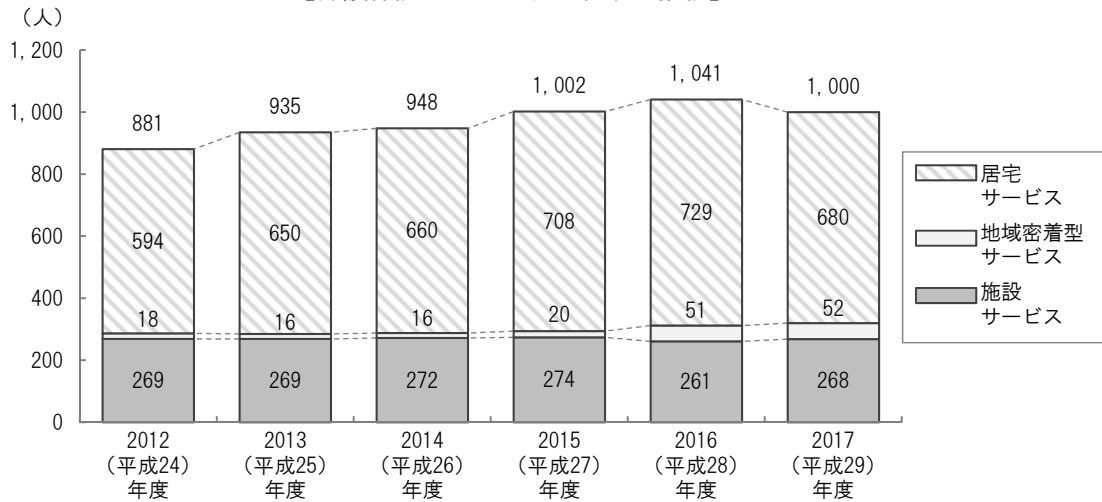
※資料：瑞穂町高齢者人口実績値及び推計値を基準として、日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 二宮 利治九州大学教授）による認知症患者の推定有病率を用いて算出

(4) 介護保険サービスの利用状況

① 介護保険サービス利用者数の推移

2017（平成29）年9月末日現在、介護保険サービス利用者総数は1,000人（居宅サービス利用者680人、地域密着型サービス利用者52人、施設サービス利用者268人）で、利用者総数は2015（平成27）年度以降、1,000人以上となっています。

【介護保険サービス利用者数の推移】



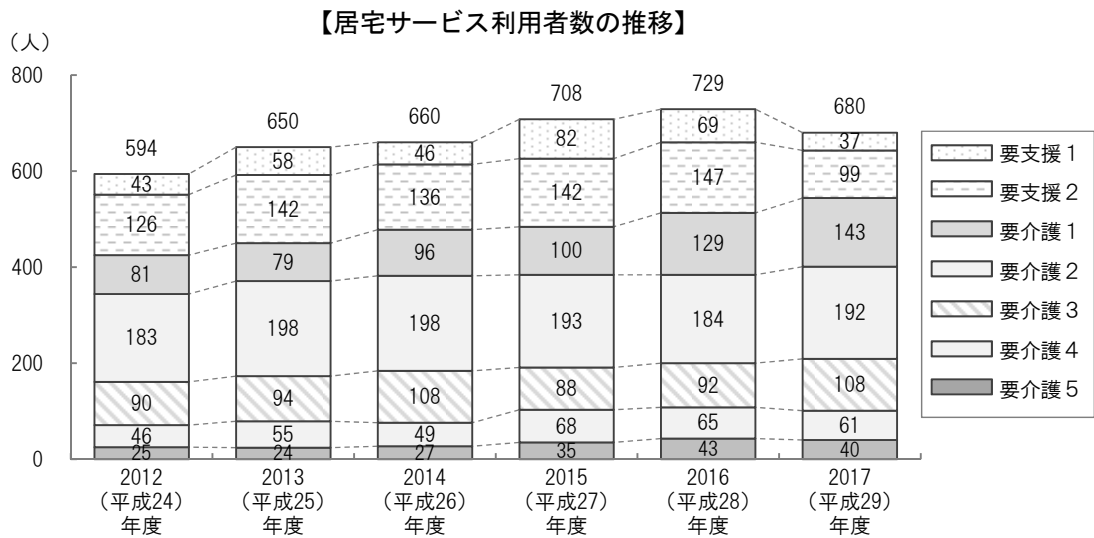
	第5期計画期間			第6期計画期間		
	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
介護保険サービス利用者数	881人	935人	948人	1,002人	1,041人	1,000人
居宅サービス	594人	650人	660人	708人	729人	680人
地域密着型サービス	18人	16人	16人	20人	51人	52人
施設サービス	269人	269人	272人	274人	261人	268人

※資料：瑞穂町「介護保険事業状況報告」（各年11月統計；9月サービス提供分）

## ② 居宅サービス利用者数の推移

2017（平成29）年9月末日現在、居宅サービス利用者数は680人で、2012（平成24）年度と比較すると86人増加しています。

要介護（要支援）度別にみると、要介護2の利用者数が全ての年度で最も多く、要介護3以上の利用者数は、2017（平成29）年9月末日現在209人で、2012（平成24）年度と比較すると48人増加しています。



	第5期計画期間			第6期計画期間		
	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
居宅サービス利用者数	594人	650人	660人	708人	729人	680人
要支援認定者数	169人	200人	182人	224人	216人	136人
要支援1	43人	58人	46人	82人	69人	37人
要支援2	126人	142人	136人	142人	147人	99人
要介護認定者数	425人	450人	478人	484人	513人	544人
要介護1	81人	79人	96人	100人	129人	143人
要介護2	183人	198人	198人	193人	184人	192人
要介護3	90人	94人	108人	88人	92人	108人
要介護4	46人	55人	49人	68人	65人	61人
要介護5	25人	24人	27人	35人	43人	40人

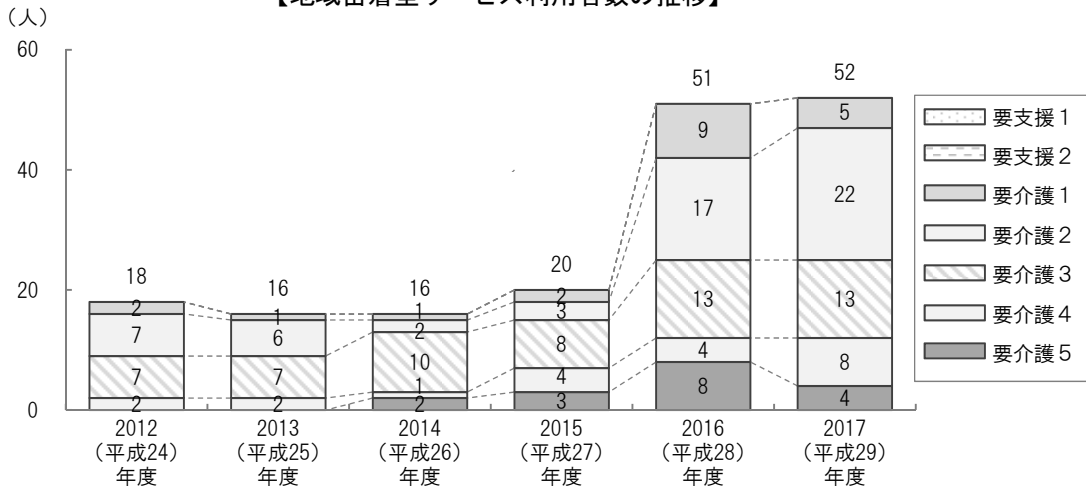
※資料：瑞穂町「介護保険事業状況報告」（各年11月統計；9月サービス提供分）

③ 地域密着型サービス利用者数の推移

地域密着型サービス利用者数は、2016（平成28）年度から小規模の通所介護が地域密着型サービスに移行したことから、利用者数の大幅な増加がみられ、2017（平成29）年9月末日現在52人となっています。

要介護（要支援）度別にみると、2017（平成29）年9月末日現在では要介護2の利用者数が22人で最も多くなっています。また、要介護3以上の利用者数は25人となっています。

【地域密着型サービス利用者数の推移】



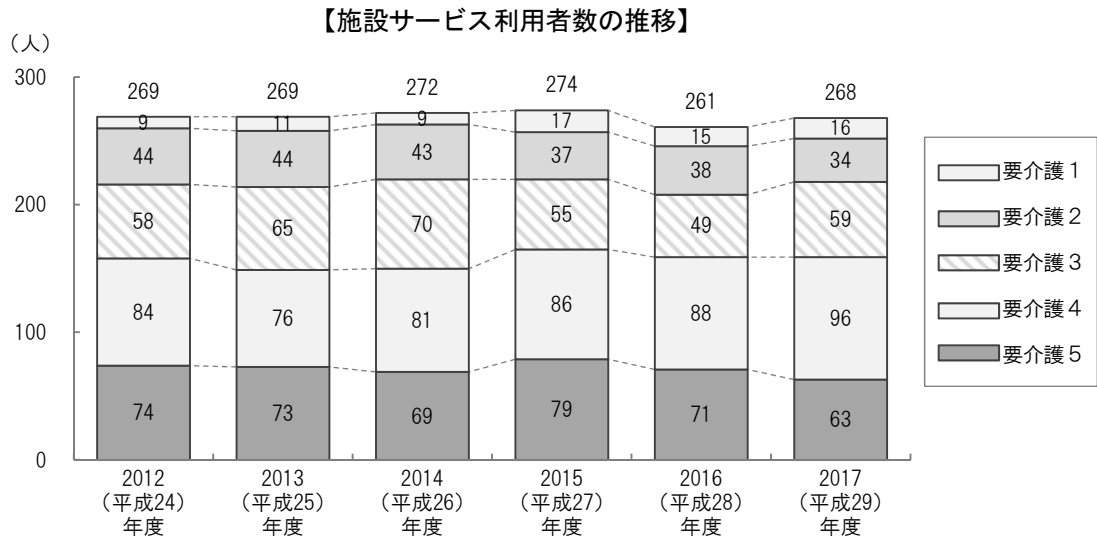
	第5期計画期間			第6期計画期間		
	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
地域密着型サービス利用者数	18人	16人	16人	20人	51人	52人
要支援認定者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要支援1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要支援2	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要介護認定者数	18人	16人	16人	20人	51人	52人
要介護1	2人	1人	1人	2人	9人	5人
要介護2	7人	6人	2人	3人	17人	22人
要介護3	7人	7人	10人	8人	13人	13人
要介護4	2人	2人	1人	4人	4人	8人
要介護5	0人	0人	2人	3人	8人	4人

※資料：瑞穂町「介護保険事業状況報告」（各年11月統計；9月サービス提供分）

④ 施設サービス利用者数の推移

2017（平成29）年9月末日現在、施設サービス利用者数は268人で、2012（平成24）年度から270人前後で推移しています。

要介護（要支援）度別にみると、要介護4の利用者数が全ての年度で最も多くなっています。



	第5期計画期間			第6期計画期間		
	2012 (平成24) 年度	2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
施設サービス利用者数	269人	269人	272人	274人	261人	268人
要介護認定者数	269人	269人	272人	274人	261人	268人
要介護1	9人	11人	9人	17人	15人	16人
要介護2	44人	44人	43人	37人	38人	34人
要介護3	58人	65人	70人	55人	49人	59人
要介護4	84人	76人	81人	86人	88人	96人
要介護5	74人	73人	69人	79人	71人	63人

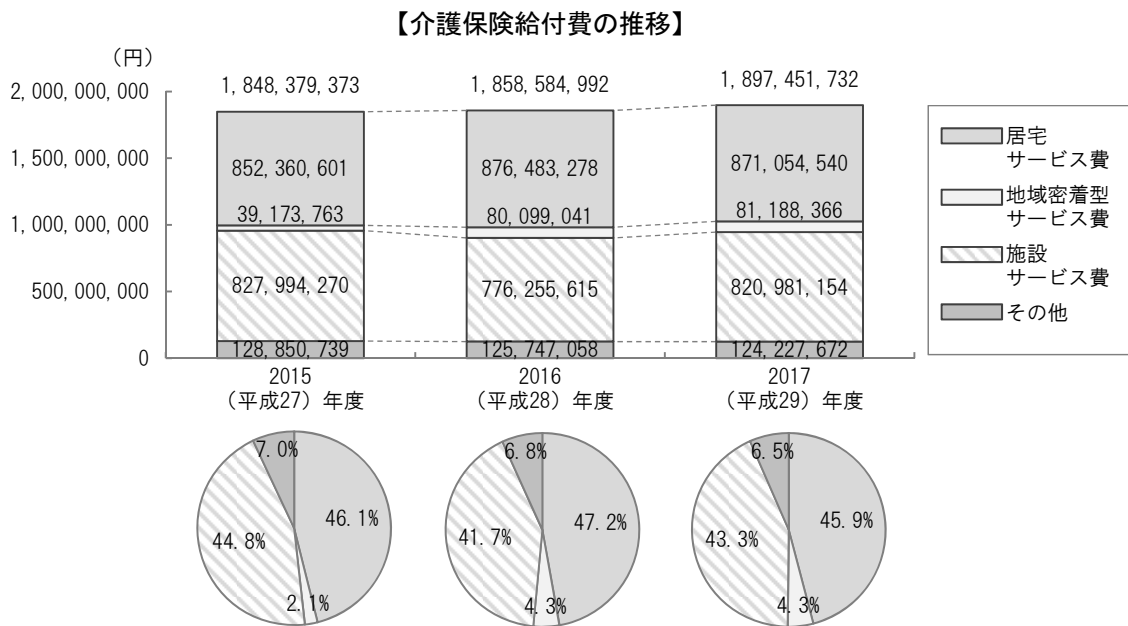
※資料：瑞穂町「介護保険事業状況報告」（各年11月統計；9月サービス提供分）

(5) 介護保険給付費の推移

2017（平成29）年現在、介護保険給付費総額は1,897,451,732円で、2015（平成27）年度と比較すると49,072,359円増加しています。

介護サービス給付費の内訳をみると、居宅サービス費が全ての年度で最も高く、介護保険給付費の45%以上を占めています。

なお、地域密着型サービス費については、2016（平成28）年4月に利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したことから、利用者の大幅な増加がみられ、2016（平成28）年度には前年度の約2倍となっています。



	第6期計画期間		
	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度
介護保険給付費総額	1,848,379,373 円	1,858,584,992 円	1,897,451,732 円
介護サービス給付費	1,719,528,634 円	1,732,837,934 円	1,773,224,060 円
居宅サービス費	852,360,601 円	876,483,278 円	871,054,540 円
地域密着型サービス費	39,173,763 円	80,099,041 円	81,188,366 円
施設サービス費	827,994,270 円	776,255,615 円	820,981,154 円
その他	128,850,739 円	125,747,058 円	124,227,672 円

※資料：瑞穂町決算書（2017（平成29）年度は見込値）

※「その他」は、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、審査支払手数料、特定入所者介護（予防）サービス費の合計。

## 【介護サービス給付費の実績】

単位：千円

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
居宅サービス	746,548	770,291	804,014
訪問介護	73,196	89,027	89,993
訪問入浴介護	10,694	12,780	12,201
訪問看護	45,015	46,639	48,254
訪問リハビリテーション	16,134	19,892	25,859
居宅療養管理指導	11,518	13,694	15,472
通所介護	257,395	229,005	231,699
通所リハビリテーション	110,496	119,056	125,769
短期入所生活介護	60,613	61,379	67,559
短期入所療養介護	10,084	13,355	14,475
福祉用具貸与	44,192	47,638	51,049
特定福祉用具購入費	2,197	1,699	1,688
住宅改修	6,296	6,252	4,518
特定施設入居者生活介護	20,460	24,958	26,312
居宅介護支援	78,258	84,917	89,166
地域密着型サービス	39,174	80,099	81,188
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	15,581	15,964	20,814
小規模多機能型居宅介護	5,184	5,876	4,274
認知症対応型共同生活介護	15,168	13,091	11,798
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3,241	1,937	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	460
地域密着型通所介護	0	43,231	43,842
介護保険施設サービス	827,994	776,256	820,981
介護老人福祉施設	514,890	469,263	500,765
介護老人保健施設	273,322	268,644	286,277
介護療養型医療施設	39,782	38,349	33,939
介護給付合計	1,613,716	1,626,646	1,706,183

※2017（平成29）年度は見込値。



## 【介護予防サービス給付費の実績】

単位：千円

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度
居宅サービス	105,813	106,192	67,041
介護予防訪問介護	14,657	12,379	3,015
介護予防訪問入浴介護	0	25	15
介護予防訪問看護	6,333	7,685	7,816
介護予防訪問リハビリテーション	5,115	5,417	6,244
介護予防居宅療養管理指導	1,222	1,339	1,213
介護予防通所介護	40,663	39,847	10,820
介護予防通所リハビリテーション	13,239	13,971	16,154
介護予防短期入所生活介護	1,269	1,483	904
介護予防短期入所療養介護	283	26	101
介護予防福祉用具貸与	2,993	4,175	5,625
特定介護予防福祉用具購入費	876	660	907
介護予防住宅改修	5,950	5,428	4,007
介護予防特定施設入居者生活介護	1,637	2,923	2,282
介護予防支援	11,576	10,834	7,938
地域密着型サービス	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防給付合計	105,813	106,192	67,041

※2017（平成29）年度は見込値。

### 3 アンケート調査からみえる状況

#### (1) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」からみえる状況

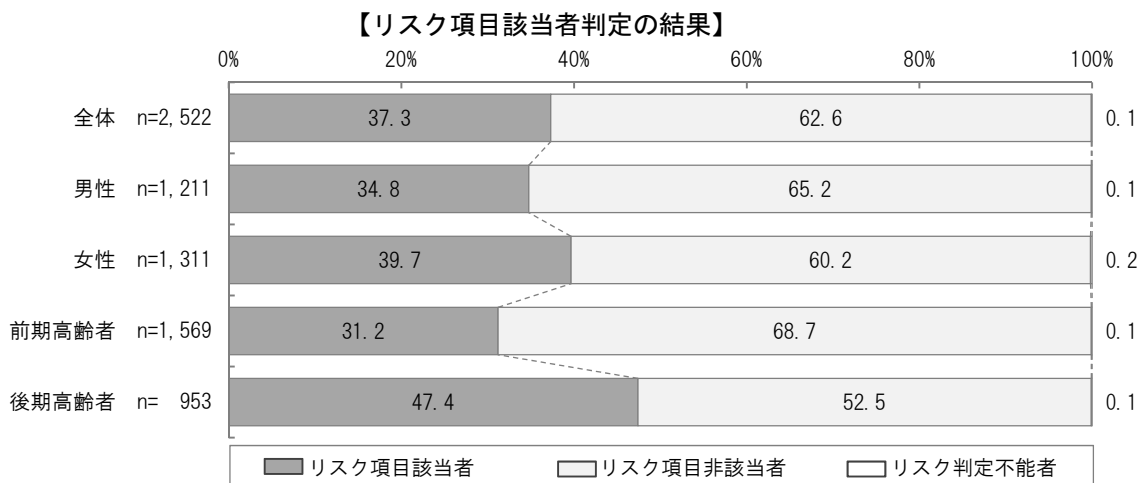
高齢者の身体機能状況、閉じこもり、もの忘れ等のリスク要因や世帯状況等、地域の高齢者状況を把握することを目的として、要介護認定を受けていない65歳以上の住民を対象に、日常生活圏域ごとに地域が抱える課題に対応したサービスや事業の目標設定、ニーズの把握、分析を行うために、調査を実施しました。

- ・集計表やグラフの%表示は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問では、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

#### ① リスク項目該当者判定の結果

「生活機能低下」「運動機能低下」「低栄養」「口腔機能低下」「閉じこもり」「もの忘れ」「うつ傾向」の各リスク項目のいずれか1項目以上に該当した場合を「リスク項目該当者」と判定しました。

リスク項目該当者は37.3%で、性別にみると、女性（39.7%）が男性（34.8%）を上回り、前期／後期高齢者別にみると、後期高齢者（47.4%）が、前期高齢者（31.2%）を上回っています。

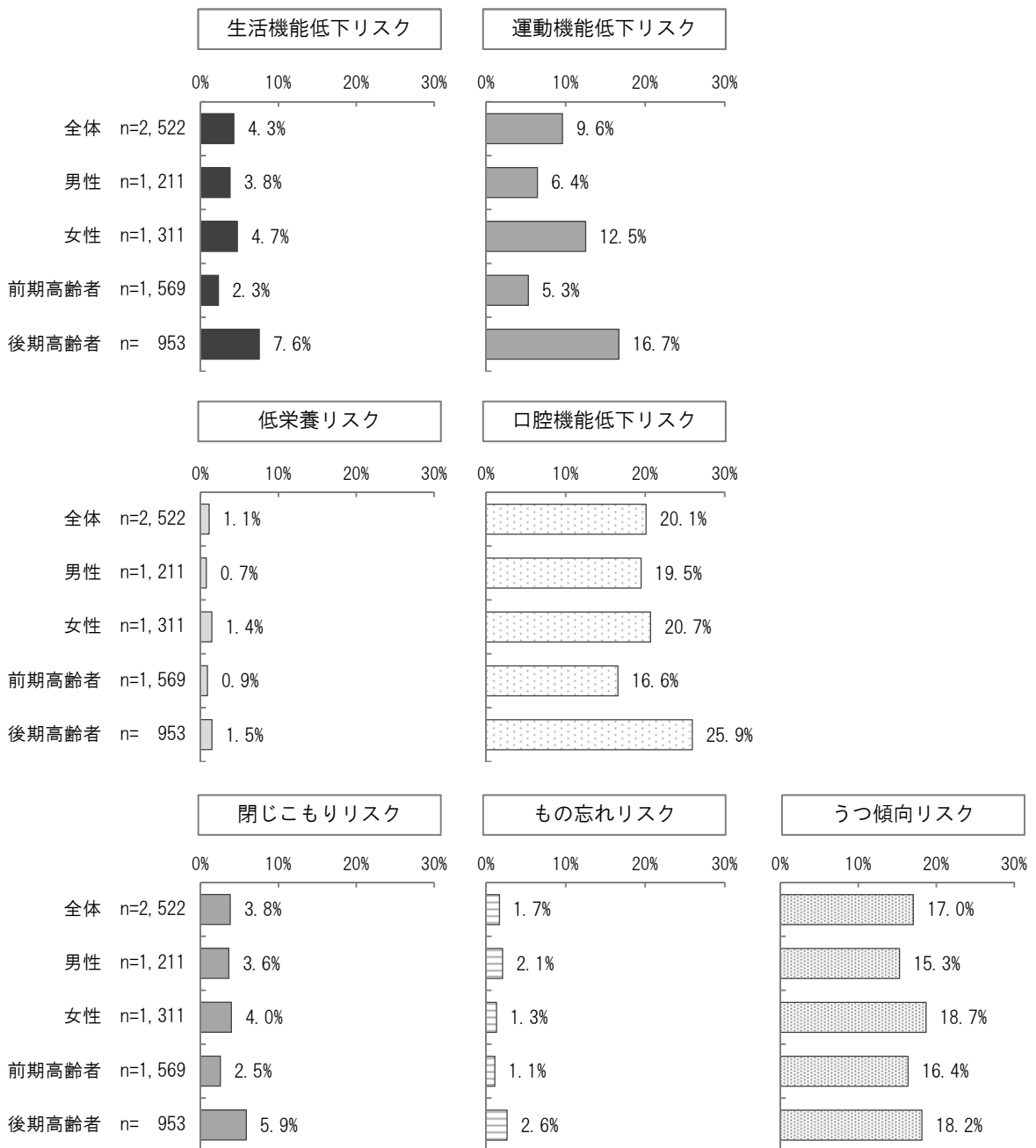


② リスク別該当割合

「生活機能低下」「運動機能低下」「低栄養」「口腔機能低下」「閉じこもり」「もの忘れ」「うつ傾向」のリスク別該当割合をみると、口腔機能低下リスクの割合が20.1%と最も高く、うつ傾向リスクが17.0%、運動機能低下リスクが9.6%、生活機能低下リスクが4.3%、閉じこもりリスクが3.8%、物忘れリスクが1.7%、低栄養リスクが1.1%となっています。

性別にみると、もの忘れを除く全てのリスクで女性が男性を上回り、特に運動機能低下リスクでは女性が男性を5ポイント以上上回っています。前期／後期高齢者別にみると、全てのリスクで後期高齢者が前期高齢者を上回り、特に運動機能低下リスクでは後期高齢者が前期高齢者を10ポイント以上上回っています。

【リスク別該当割合】



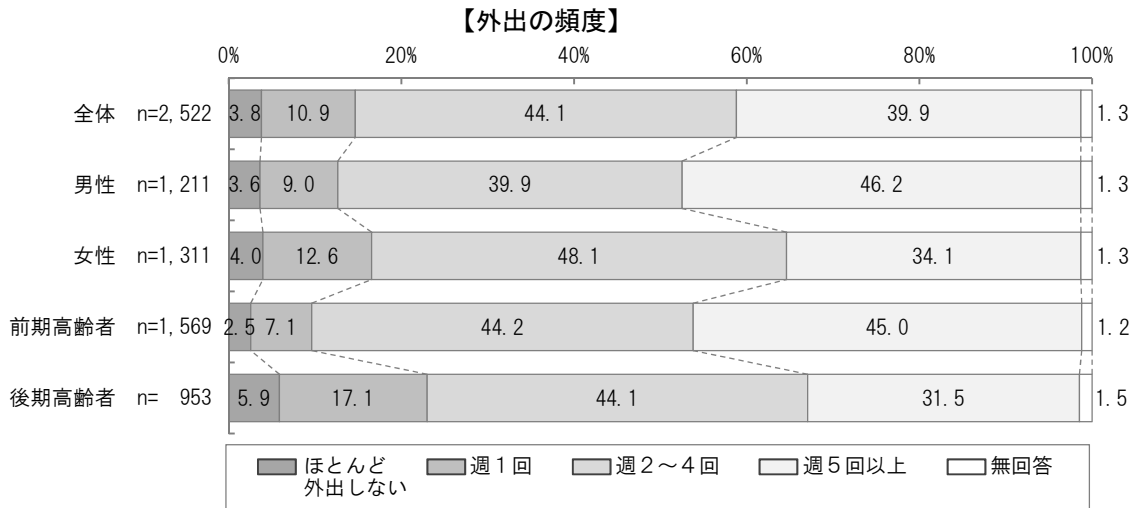
### ③ 外出の頻度

問 週に1回以上は外出していますか（1つに○）

全体では、「ほとんど外出しない」割合が3.8%となっています。

性別にみると、「ほとんど外出しない」「週1回」「週2～4回」の割合は、いずれも女性が男性を上回っています。

前期／後期高齢者別にみると、後期高齢者の「ほとんど外出しない」「週1回」割合は、合わせて23.0%となっています。



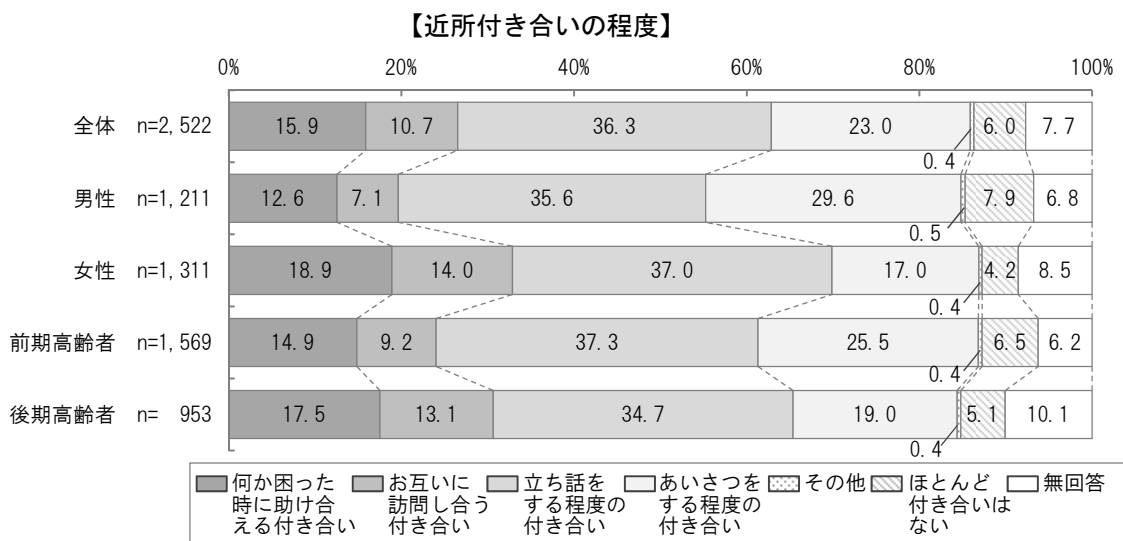
### ④ 近所付き合いの程度

問 普段、近所の方との程度のお付き合いをしていますか（1つに○）

全体では、「立ち話をする程度の付き合い」が最も高くなっています。

性別にみると、「何か困った時に助け合える付き合い」「お互いに訪問しあう付き合い」「立ち話をする程度の付き合い」は、いずれも女性が男性を上回っています。

前期／後期高齢者別にみると、「何か困った時に助け合える付き合い」「お互いに訪問しあう付き合い」は、いずれも後期高齢者が前期高齢者を上回っています。



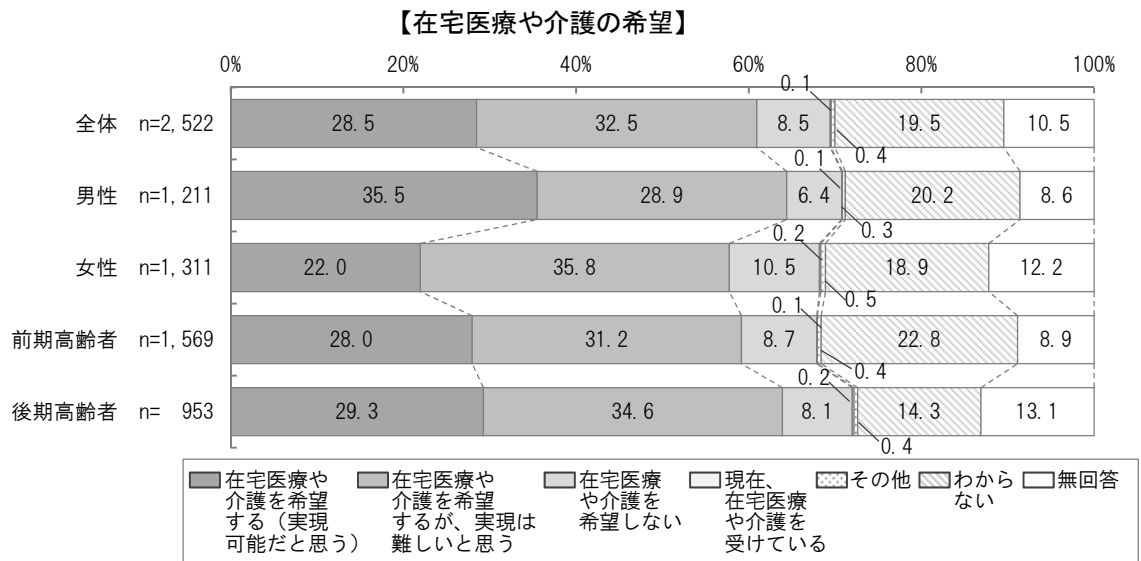
⑤ 在宅医療や介護の希望

問 あなたが病気になったり介護が必要になった場合、自宅での在宅医療や介護を希望しますか、また、それは実現可能だと思いますか（1つに○）

全体では、「在宅医療や介護を希望する」割合が合わせて61.0%となっているものの、「実現は難しいと思う」（32.5%）が、「実現可能だと思う」（28.5%）を上回っています。

性別にみると、「在宅医療や介護を希望する」割合は、男性が女性を上回り、女性では「在宅医療や介護を希望しない」割合が10%を超えています。

前期／後期高齢者別にみると、「在宅医療や介護を希望する」割合は、後期高齢者が前期高齢者を上回っています。



## (2) 「在宅介護実態調査」からみえる状況

町内の要介護認定者の心身の状況や生活状況等を把握するとともに、主な介護者が行っている介護の現状や仕事との両立の状況を把握するために、調査を実施しました。

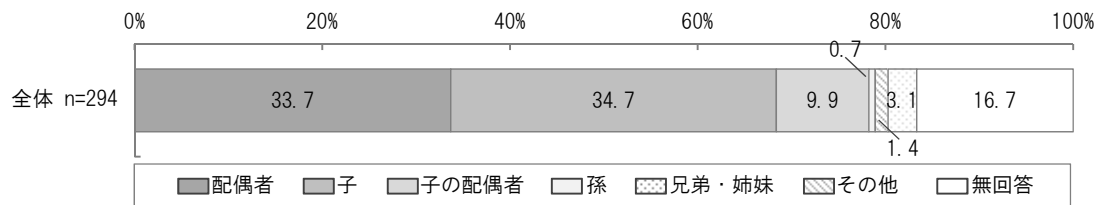
### ① 主な介護者の状況

要介護者と主な介護者との関係は、「子」(34.7%)と「配偶者」(33.7%)がほぼ同じ割合で、合わせて68.4%となっています。

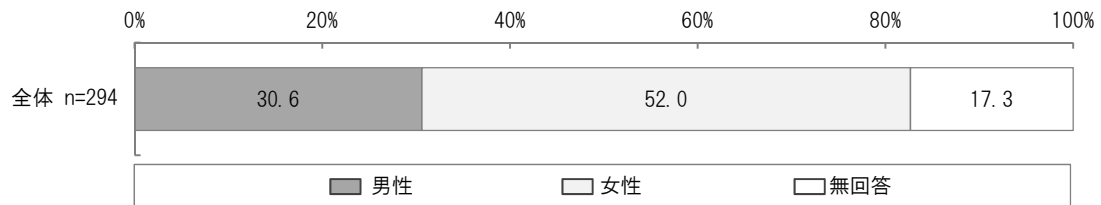
主な介護者の性別は、「女性」(52.0%)が男性(30.6%)を上回っています。

主な介護者の年齢は、60～69歳(23.5%)、70～79歳(21.4%)、50～59歳(20.7%)がいずれも20%を超えており、合わせて65.6%となっています。

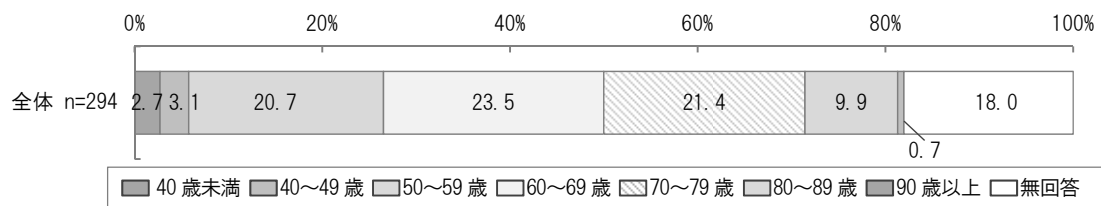
【要介護者と主な介護者との関係】



【主な介護者の性別】



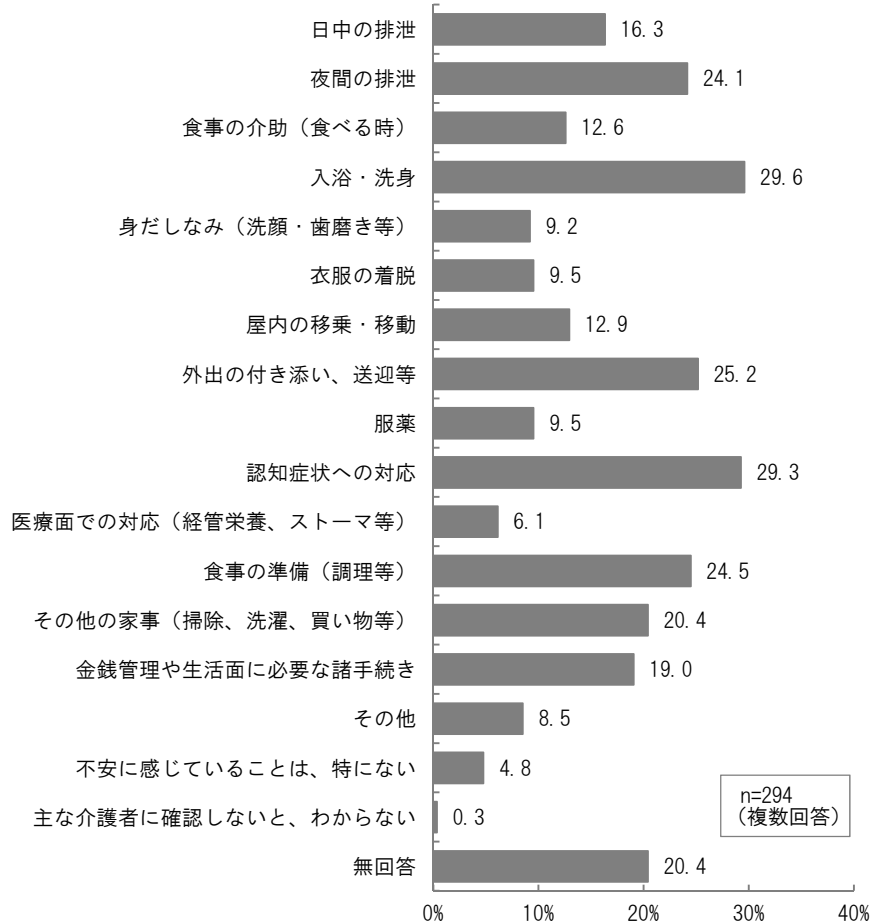
【主な介護者の年齢】



## ② 主な介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる介護については、「入浴・洗身」「認知症状への対応」「外出の付き添い、送迎等」が、それぞれ25%を超えています。

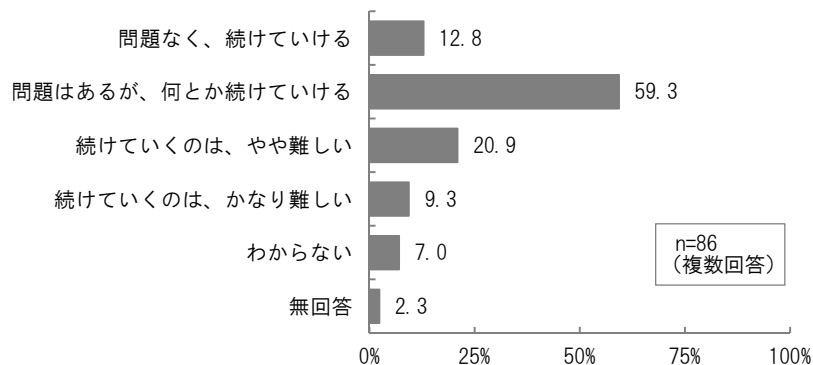
【主な介護者が不安に感じる介護】



## ③ 主な介護者の就労との両立

就労をしながら介護をしている人が働きながら介護を続けていける見込みについては、「問題はあるが、何とか続けていける」(59.3%)の割合が最も高いものの、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の割合は、合わせて約30%となっています。

【主な介護者の就労との両立】







# 第3章

## 計画の基本的事項



## 第3章 計画の基本的事項

### 1 基本理念

# ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ

～すべての人を包み込む福祉社会を目指して～

現在、町では高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム」（医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援）の構築を推進していますが、これをより深化させ、あらゆる人を地域で支えるための仕組みとして、「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念が打ち出されています。地域共生社会は、“高齢者・障がい者・子ども等全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会”と定義されています。

これらの動向を踏まえるとともに、第4次長期総合計画の基本理念「自立と協働」のもと、第7期計画の基本理念は第6期計画の「ふれあい・ささえあい・やさしさのあるまち みずほ」を継承し、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。



## 2 基本目標

基本理念に基づき、以下の4つを基本目標として掲げます。

### 基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

介護や医療が必要になっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の分野におけるサービスが包括的に提供できるように、整備を進めていきます。

指標名	現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2020(平成32)年度)
<b>地域の担い手の育成支援</b>		
<b>○生活支援ヘルパーの養成</b>		生活支援ヘルパー養成研修 開催:年2回
町独自のヘルパーを育成し、地域で支える体制を整備します。	生活支援ヘルパー 累計登録者数:11人	生活支援ヘルパー 累計登録者数:61人
<b>地域ケア会議(個別会議)の充実</b>		
<b>○地域ケア会議(個別会議)の開催</b>		地域ケア会議(個別会議) 開催:年12回 (事例検討;定期開催)
地域包括支援センター(高齢者支援センター)が、必要な個別会議を開催する中で地域の課題を把握し、その中で地域や関係者等のネットワークの構築を行い、政策形成につなげていきます。	地域ケア会議(個別会議) 開催:9回	

### 基本目標2 認知症施策の推進

今後は、高齢化の進行による認知症高齢者の増加が懸念されており、認知症対策の必要性はますます高まると考えられます。認知症の早期発見・早期診断を促進することや、必要に応じた医療・介護との連携等、認知症高齢者に対する施策のほか、住民に対する認知症についての理解を深める施策を推進していきます。

指標名	現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2020(平成32)年度)
<b>認知症に関する正しい知識の普及・啓発</b>		
<b>○認知症への理解の促進</b>		認知症サポーター養成講座 累計受講者数:2,772人
認知症サポーター養成講座を定期的で開催するとともに、小学生を対象とした講座や講座修了者を地域での活動につなげるためのフォローアップ講座を実施し、内容のさらなる充実を図ります。	認知症サポーター養成講座 累計受講者数:1,872人	

### 基本目標3 介護サービス基盤の充実

介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護に従事する家族の高齢化がみられることから、在宅・施設サービスの整備や介護サービスを支える介護人材の確保に加えて、介護に従事する家族に対する相談・支援の充実を図ります。

指標名	現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2020(平成32)年度)
<b>地域密着型サービスの充実</b>		
<b>○(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備</b>		
認知症と診断された高齢者が共同で生活し、日常生活に必要な介護や支援を受けられる住まいの基盤整備を進めます。	サービス事業者数(町内): 0事業所	サービス事業者数(町内): 1事業所
<b>○介護サービス事業者の実地指導の充実</b>		
町が所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に1事業所あたり1回以上の割合で、実地指導を実施します。	実地指導実施箇所数: 0事業所	実地指導実施箇所数: 4事業所

### 基本目標4 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

高齢者は支援サービスの受け手であるだけでなく、担い手として参加することを通じて、高齢者が生きがいを持って社会参加をすることが可能になり、健康維持や介護予防につながることを期待されています。地域コミュニティの強化や多世代の交流を含め、高齢者の地域での社会参加を促進し、協働による地域づくりを図ります。

指標名	現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2020(平成32)年度)
<b>高齢者の活躍の場の創造</b>		
<b>○介護予防リーダーの育成</b>		
介護予防を地域で実施するため、住民主体で活躍する介護予防リーダーの育成を図ります。	介護予防リーダー 累計登録者数: 40人	介護予防リーダー 累計登録者数: 75人
<b>○通いの場の拡充</b>		
高齢者が歩いて通える範囲内に、週1回程度、介護予防のための運動を必ず実施している住民主体の通いの場を充実させます。	通いの場: 5か所	通いの場: 15か所(6地区に2か所以上)

### 3 計画の重点施策

以下の5点を、計画の重点施策として推進していきます。

#### 重点施策1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢化が進む中で、地域包括ケアシステムを推進するとともにその制度を維持するため、保険者である町で地域の課題を分析し、要介護状態の改善・維持等、重度化防止を推進することで、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるように取組を進めていきます。

#### 重点施策2 認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、認知症地域支援推進員等を中心に医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図り、認知症になっても住み慣れた地域で生活することができる環境の整備を目指します。また、家族介護者の支援策を推進します。

#### 重点施策3 医療・介護の連携の推進

疾病予防や健康管理がますます重要になってくるため、地域における医療と介護の連携（主治医と介護支援専門員との連携強化、介護予防分野での医療との連携等）、入所施設等における医療機能の強化等については、引き続き地域包括ケアシステムの推進の一環として、瑞穂町の在宅医療・介護連携を推進するための会議を開催し、医療と介護の連携強化に向けて取り組んでいきます。



#### 重点施策4 地域包括支援センターの機能強化

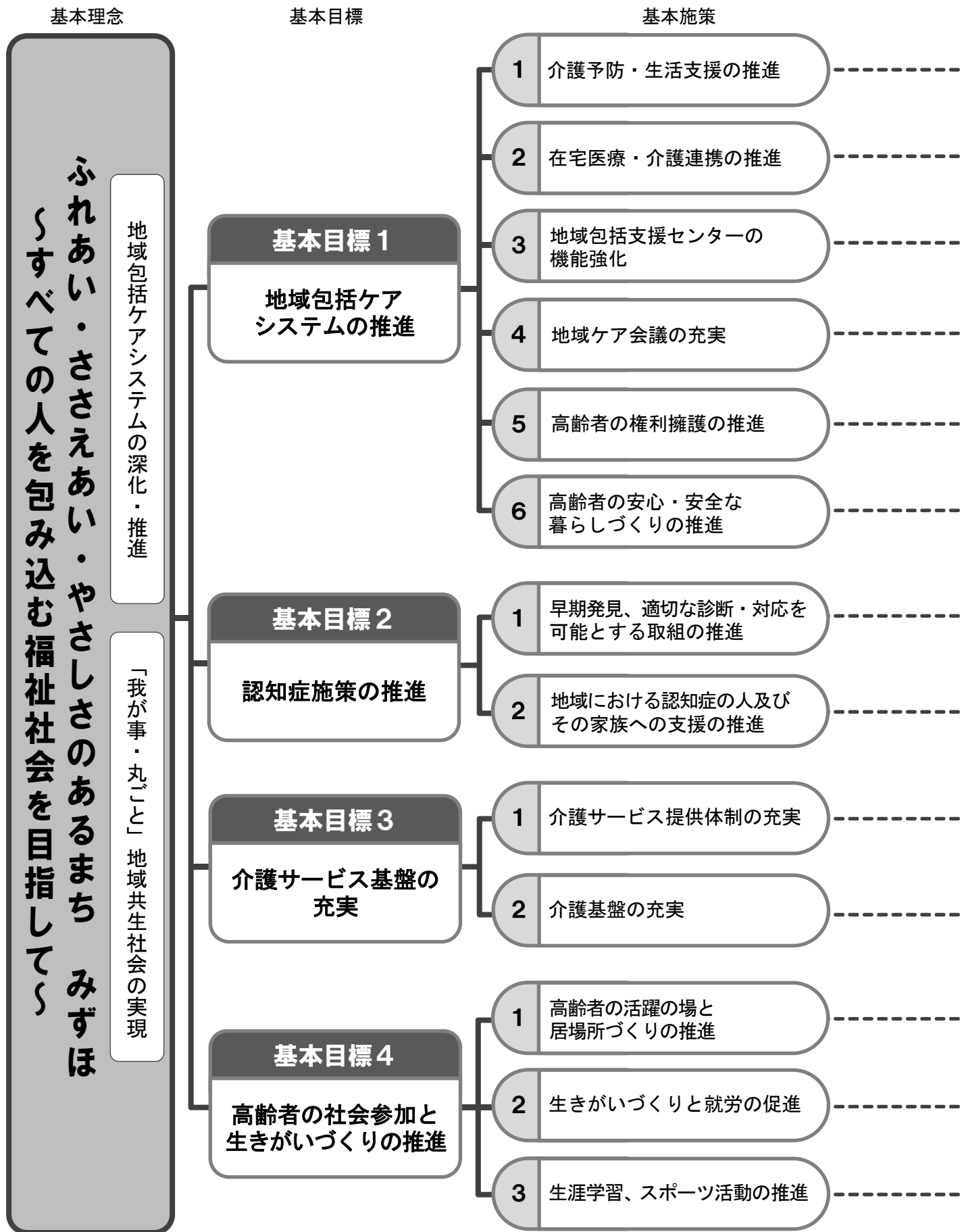
地域包括支援センター（高齢者支援センター）は、地域包括ケアシステムにおける中心的な役割を担います。現在の業務に加え、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の強化、地域ケア会議の開催、各種関係機関との連携等を適切に実施するため、職員の資質の向上を図るとともに、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

#### 重点施策5 介護をする家族等への支援の充実

家族介護者の日常的な介護の負担を軽減することや、介護を理由とする離職を避けることを目的に、日常生活に何らかの支援を要する高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための支援の充実を図ります。



## 4 計画の体系





施策事業

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実      ② 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ③ 地域の担い手の育成支援                              ④ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑤ 健康づくりと疾病予防・対策の推進

- ① 地域の医療・介護資源の活用                              ② 医療・介護関係者の情報提供の支援
- ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ④ 在宅医療・介護連携に関する関係自治体等との連携      ⑤ 家族介護者の負担軽減

- ① 総合相談体制の充実    ② 運営体制の強化と職員の資質の向上
- ③ 地域包括支援センター運営協議会による評価の充実
- ④ 地域の関係機関との連携の強化

- ① 地域包括支援センターによる地域ケア会議の充実
- ② 地域ケア会議を通じたネットワークの強化      ③ 介護予防ケアマネジメントの充実

- ① 高齢者の権利擁護の充実

- ① 住まいのバリアフリー化の推進                              ② 防犯・防災に関する支援体制の充実
- ③ ユニバーサルデザインの推進                                      ④ 老人保護措置事業
- ⑤ 高齢者が安心できる生活の支援

- ① 早期受診・早期対応の促進                                      ② 認知症初期集中支援事業の推進
- ③ 認知症地域支援推進員活動の推進                              ④ 認知症支援コーディネーターの配置

- ① 認知症に関する正しい知識の普及・啓発                      ② 住み慣れた地域での支援の充実
- ③ 認知症ケアパスの普及

- ① 介護サービスの質の向上    ② 介護給付費適正化の推進
- ③ 介護人材の確保・育成への支援

- ① 居宅（介護予防）サービスの充実                              ② 地域密着型サービスの充実
- ③ 施設サービスの適正な整備・充実

- ① 高齢者の地域活動の促進    ② 高齢者の活躍の場の創造
- ③ 高齢者の居場所づくりの整備

- ① 就労対策の促進    ② 世代交流の推進
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）への参画

- ① 学習機会の充実・活用    ② スポーツ活動の機会の創出



# 各 論



# 第1章

## 計画推進のための施策と方向性



# 第1章 計画推進のための施策と方向性

## 基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

### 〔基本施策〕1 介護予防・生活支援の推進

#### 現状及び施策の展開

介護を必要とする高齢者が増加すると、介護ニーズの増加に対応するためのサービスの質と量の確保が大きな課題となります。

高齢者ができるだけ介護を必要とせずに生活を送ることができるよう、これまでに高齢者の健康維持・増進に関する取組を実施してきました。今後も、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）として、介護予防活動の普及・啓発等に取り組んでいきます。

#### 施策事業

##### ① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の主なサービスとして、「介護予防・生活支援サービス事業」があります。これは、従来は介護保険サービスとして提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が町の実施する事業となり、要支援認定を受けた方や、基本チェックリストによりサービス事業対象者としての判定を受けた方を対象に、従来の訪問介護や通所介護のほか、住民がサービスの担い手として役割を持ったり、運営等の基準を緩和してより多くの対象者がサービスを受けられるようにしていくものです。

#### ア：介護予防・生活支援サービス事業

本計画期間において、サービスの充実を目指します。

サービス名		サービス内容
訪問型サービス	従前相当サービス	介護事業所によるサービスです。有資格者が家事援助や身体介護を行います。
	緩和型サービス	介護事業所・町シルバー人材センターによる家事援助サービスです。サービス提供者は、町独自のヘルパー養成研修修了者を含みます。
	短期集中予防サービス	看護師・栄養士・リハビリテーション職等が利用者宅を訪問し、健康指導や栄養指導等を行います。
通所型サービス	従前相当サービス	介護事業所によるサービスです。有資格者や専門職が体操等のサービスを行います。
	緩和型サービス	介護事業所、NPO等によるサービスで、本計画期間中のサービス開始を目指します。
	短期集中予防サービス	身体機能の低下により専門職による指導が必要な方に、運動指導等を行います。

## イ：生きがい活動支援型デイサービス

介護保険で「非該当」と判定されたものの、軽度の支援が必要な65歳以上の方等を対象に、健康維持や介護予防、生きがいづくりや閉じこもり防止の観点から、高齢者福祉センター寿楽内にある在宅サービスセンター（愛称：ふくふく）でデイサービスを実施します。

デイサービスでは、趣味活動、給食サービス、機能向上活動等を行っています。また、通所には送迎サービスが利用できます。

事業の見直しを検討していることから、2020（平成32）年度のサービス量は見込みません。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	32	35	38	38	38	見直し
延利用人数（人/年）	1,610	1,772	1,970	2,100	2,100	

※2017（平成29）年度は見込数。

## ② 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者は、加齢に伴う筋力や認知機能等の衰えにより、生活機能障害や要介護状態等に陥りやすい状態（フレイル）に注意が必要です。しかし、「フレイル」の状態となった場合でも、適切な介入や支援により、生活機能の維持向上や介護予防が可能であると言われています。

「フレイル」の予防に重要である身体機能の低下防止や栄養改善、口腔機能向上につながる事業を実施していきます。

従来は、将来に介護を必要とする可能性が高い二次予防事業対象者と、現状では健康である一次予防事業対象者に分けて実施してきましたが、これを見直して対象者を区別しない事業を推進していくとともに、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）対象者についても効果的な事業を進めていきます。

## ア：運動器の機能向上事業

自立した生活を継続することができるように、身体の機能向上に資する知識や、高齢者自身が日常的に行うことができる運動等について指導する事業です。週2回、3か月を1期間として実施しています。また、個別・少人数形式として、週1回、3か月を1期間とした事業も実施しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
延利用人数（人/年）	226	300	194	240	240	240

※2017（平成29）年度は見込数。



**イ：転倒骨折予防等事業**

介護の要因となる転倒骨折に着目し、口腔清掃や日常的に行うことのできる口腔機能向上、栄養状態を高めることで生活機能の維持増進を図る栄養改善、転倒によるケガを予防するための運動等を、複合的に指導する事業です。月に2～3回、6か月を1期間として実施しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
延利用人数（人/年）	67	219	178	180	180	180

※2017（平成29）年度は見込数。

**ウ：訪問型介護予防事業**

通所形態による介護予防の実施が困難な高齢者に対し、保健師等が必要な相談、指導を訪問形態により実施する事業です。最長6か月間、保健師等が対象者宅を訪問し、要介護状態にならないよう指導等を行います。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
延利用人数（人/年）	162	97	254	265	265	265

※2017（平成29）年度は見込数。

**エ：その他の介護予防・認知症予防事業**

高齢者の生活や健康維持に関する講演会、体操教室等の介護予防教室、認知症の発症を少しでも遅らせるための認知症予防教室等を実施していきます。

## ③ 地域の担い手の育成支援

## ア：生活支援コーディネーター（2層）の配置

町内の自主グループやサロン活動を訪問することでネットワークを構築し、地域の社会資源の把握を行うために、本計画期間中に配置します。

## イ：介護予防リーダー養成事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、地域の介護予防リーダーとなる人材の育成、活用を図ります。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
累計養成者数（人）	23	36	40	40	60	75

※2017（平成29）年度は見込数。

## ウ：生活支援ヘルパー養成研修

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のうち、介護予防・生活支援サービス事業は、介護の専門知識のない住民でも、一定の研修を受講することで、高齢者の生活援助（掃除・洗濯、買い物等の家事援助）を行うことができます。

地域全体で高齢者を支えていくため、介護予防・生活支援サービス事業を担う生活支援ヘルパーを養成するための研修を実施します。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
累計養成者数（人）	—	—	11	31	46	61

※2017（平成29）年度は見込数。

## ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防に関する取組を強化するため、住民主体の通いの場等において専門職による助言等を行います。

## ⑤ 健康づくりと疾病予防・対策の推進

疾病の予防と早期発見・早期治療を促し、望ましくない生活習慣の改善を図るきっかけづくりや要介護状態の予防を目的として、健康増進法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業を実施します。

## ア：健康診査等

特定健康診査は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者や予備群を発見し、食事や運動等の生活習慣改善について、特定保健指導を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施します。

また、がんの早期発見のため、性別・年齢に応じて胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診を実施します。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
特定健康診査 受診者数（人/年）	3,698	3,576	3,490	3,713	3,913	4,120
特定保健指導 実施者数（人/年）	57	79	77	143	179	218
積極的支援 （人/年）	7	12	12	22	27	33
動機づけ支援 （人/年）	50	67	65	121	152	185
後期高齢者健康診査 受診者数（人/年）	1,705	1,791	1,927	2,173	2,420	2,603
がん検診 受診者数（人/年）	6,457	6,643	8,072	8,405	8,782	9,156
胃がん検診 （人/年）	549	623	1,143	1,148	1,153	1,158
肺がん検診 （人/年）	536	718	1,338	1,343	1,348	1,353
大腸がん検診 （人/年）	4,282	4,152	4,183	4,400	4,653	4,888
子宮頸がん検診 （人/年）	470	533	681	703	729	760
乳がん検診 （人/年）	620	617	727	811	899	997
成人歯科検診 受診者数（人/年）	99	124	182	240	270	293

※2017（平成29）年度は見込数。

## イ：健康教育

生活習慣病の予防、要介護状態の予防、その他健康に関する事項についての正しい知識の普及啓発を図り、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持・増進を目的に実施しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
実施回数（回/年）	17	16	18	18	18	18
受講者数（人/年）	422	381	454	420	420	420

※2017（平成29）年度は見込数。

**ウ：健康相談**

心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立つことを目的に実施しています。

保健センターを会場として、保健師、栄養士等による心身の健康相談日を設定しているほか、必要に応じて血圧、体重、体脂肪等の測定を行っています。また、地区会館等でも、毎月巡回相談を実施しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
実施回数（回/年）	62	64	66	57	57	53
相談件数（件/年）	109	101	126	100	100	90

※2017（平成29）年度は見込数。

**エ：健康手帳の交付**

健康手帳は、健康診査や医療の記録、健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に役立てるため、交付しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
交付数（冊/年）	109	240	367	375	385	395

※2017（平成29）年度は見込数。

**計画推進のための方向性**

- 多様なサービス（通所型サービス・訪問型サービス）の育成、充実を図ります。
- 住民主体（介護予防リーダー等による）のサービス（通いの場等）の創設を進めます。
- 介護にならない健康意識、健康は自分の責任・自分で守る意識の改革を図ります。
- 町独自の生活支援ヘルパーを育成し、地域で支える体制を整えます。
- 町内リハビリ専門職との連携を図り、住民主体の通いの場等への支援を図ります。
- 生活支援ニーズ調査（全件）を3年ごとに実施しリスクを抱える高齢者を把握します。
- 高齢者の健康増進のための健（検）診等の啓発に努め、健康寿命の延伸を図ります。
- サービス利用者の自立支援、重度化防止につながるような適切なケアプランやサービス利用がされるよう、介護給付費適正化事業を推進します（詳細は71ページを参照）。

## 〔基本施策〕2 在宅医療・介護連携の推進

### 現状及び施策の展開

介護保険法の改正により、高齢者の在宅療養における医療と介護の連携は、区市町村が主体的に行っていくものとされています。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができる社会の実現に向け、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を整備していきます。

### 施策事業

#### ① 地域の医療・介護資源の活用

住民が、在宅で療養生活を送るための地域資源について知り、高齢者本人の状況や意思を尊重しながら適切な医療や介護サービスを選択できるよう、医療・介護の関係機関等と連携して、現在ある地域資源に関するリストやマップの充実を図ります。

#### ② 医療・介護関係者の情報提供の支援

町内の高齢者の在宅療養に関する情報を、地域包括支援センター（高齢者支援センター）や支援に関わる医療・介護の関係機関等と共有するとともに、支援に際して困難を伴う事例等に関する支援については、地域ケア会議等を活用した検討・協議に努めます。

#### ③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

医学的管理の必要な高齢者の在宅生活についての相談に対応するため、地域包括支援センター（高齢者支援センター）や医療機関等の相談窓口において、医療と介護の両方についての知識や情報を活用しながら相談対応を行う体制の整備を進めます。

また、医療・介護の専門職に対して、それぞれの専門性や役割を学ぶ機会を設けることや、多職種間での連携体制についての整備を進めます。

#### ④ 在宅医療・介護連携に関する関係自治体等との連携

町内の高齢者には、近隣の自治体にある医療機関や介護サービス事業所を利用する方がいるため、医学的管理を伴う在宅生活を送る高齢者の支援について、関連自治体との連携に努めます。また、都の実施する在宅医療・介護連携に関する情報提供や医療・介護に関わる人材の育成等について、積極的な活用を進めます。

## ⑤ 家族介護者の負担軽減

家族介護者の日常的な介護の負担を軽減し、介護のために離職を余儀なくされることのないよう、介護サービスや町独自の高齢者事業、インフォーマルなサービス等、様々なサービスについて普及啓発を図ります。また、家族介護者が孤立することのないよう地域包括支援センター(高齢者支援センター)の職員や居宅介護支援事業所の介護支援専門員等による支援の充実を図ります。

### ア：家族介護慰労金支給事業

介護サービスを受けず、かつ、90日を超える入院をしていない在宅の寝たきり高齢者(要介護4・5)を主として介護する家族に対し、慰労金を支給することにより、家族の経済的負担の軽減、要介護高齢者の在宅生活の継続、生活水準の向上を図ります。

### イ：家族介護者支援介護タクシーサービス事業

町内在住の寝たきりの高齢者(要介護4・5)を介護している家族等に対し、高齢者が病院へ通院する際のタクシー代の一部を助成する事業です。

	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
利用人数(人/年)	7	13	4	8	8	8

※2017(平成29)年度は見込数。

### ウ：家族介護者のつどい

自宅で高齢者を介護している方や介護の経験がある方、これから介護をする方、介護について関心のある方が、日頃介護で困っていることを話し合ったり、介護に役立つ制度やサービス等について情報交換を行うことによって、同じ悩みを抱えている方同士での交流を図る場です。

	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)		
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
実施回数(回/年)	6	6	11	12	12	12

※2017(平成29)年度は見込数。

## 計画推進のための方向性

- 既存の地域資源リストと連携マップの充実を図ります。
- 医師会等と連携を図り、医療と介護関係者の情報共有の場を設けるとともに、多職種での連携体制を図ります。
- 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置を進めます。
- 相談体制の充実を図るとともに、家族介護者の負担軽減に努めます。
- 西多摩地区広域での在宅医療・介護連携を図ります。
- 要介護(要支援)高齢者が入・退院時等に円滑かつ適切に医療、介護サービスを受けられるように、介護支援専門員等による情報連携の取組を推進します。

## 〔基本施策〕3 地域包括支援センターの機能強化

### 現状及び施策の展開

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センター（高齢者支援センター）について、相談を受ける体制の整備や、職員の資質の向上に努めることにより、高齢者の多様なニーズに応え、福祉サービスの充実を図ります。

### 施策事業

#### ① 総合相談体制の充実

町では、地区別の人口や高齢化の進行に伴う相談件数の増加等を勘案して、地域包括支援センター（高齢者支援センター）を2か所設置しています。各センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置しています。

身近な地域で、よりきめ細やかに相談支援を行うことができるよう、センター職員の専門性を生かし、地域住民や医療・介護その他の関係機関との連携のうえで、効果的かつ総合的な支援の実施に努めます。

#### ② 運営体制の強化と職員の資質の向上

権利擁護業務や認知症支援等の事案が増えていることから、2か所設置している地域包括支援センター（高齢者支援センター）間での連携を強化させ、効果的な運営を目指します。

あわせて、センターに寄せられる多様化する相談に対応するため、センター職員に対する研修を充実させ、資質の向上に努めます。

#### ③ 地域包括支援センター運営協議会による評価の充実

地域包括支援センター（高齢者支援センター）の適切な運営や中立・公正性の確保等、円滑で適正なセンター運営が図られるよう、地域包括支援センター運営協議会が設置されています。

PDCAサイクルに基づき、運営に対する評価や必要に応じた見直しを行うとともに、これらの評価・点検の継続的な実施に努めます。

#### ④ 地域の関係機関との連携の強化

地域包括支援センター（高齢者支援センター）で受けた相談については、地域における医療・介護その他の関係機関が緊密な連携を取りながら、包括的な支援を実施していくことが大切です。

そのため、関係機関による連携した支援が継続できるよう、ネットワークの強化に努めます。

### 計画推進のための方向性

- 地域包括支援センター（高齢者支援センター）の相談体制の充実を図ります。
- PDCAサイクルに基づき、地域包括支援センター運営協議会による評価を行います。
- 地域包括支援センター（高齢者支援センター）職員の研修を行い、質の向上に努めます。
- 生活支援ニーズ調査を基にリスクを抱える高齢者に対し訪問し、リスクの改善を図ります。
- サービス利用者の入退院時における関係機関等との連携を図り、速やかな対応を目指します。





## 〔基本施策〕4 地域ケア会議の充実

### 現状及び施策の展開

地域ケア会議を通じて、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、適切な支援が困難な高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を把握し、地域に必要な資源の開発や地域づくり、さらには介護保険事業への反映等につなげることを目指し、地域ケア会議を定期的を開催していきます。

### 施策事業

#### ① 地域包括支援センターによる地域ケア会議の充実

地域包括支援センター（高齢者支援センター）において、高齢者に対するケアマネジメント及びそれを支える社会基盤の充実についての検討・協議を行う地域ケア会議を開催しています。

医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、そこで発見された地域課題の解決に必要な社会資源の開発や地域づくり、今後の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映等の政策形成につなげることができるよう、地域ケア会議の機能を充実させていきます。

#### ② 地域ケア会議を通じたネットワークの強化

地域ケア会議は、発見された課題を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、地域課題の解決に必要な社会資源の開発や地域づくりにつなげていく役割を担っています。

医療や介護の関係機関のほか、地域住民との支援ネットワークを強化し、包括的な地域支援の仕組みを強化させていきます。

#### ③ 介護予防ケアマネジメントの充実

地域ケア会議において取り上げられた高齢者の個別課題等をもとに、高齢者ができるだけ自立した生活が送れるよう、介護予防に有効な目標の設定や目標達成に必要なサービス等の利用等について検討し、有効なケアマネジメントを確立させていくことに努めます。

### 計画推進のための方向性

- 地域包括支援センター（高齢者支援センター）が中心となり、個別ケア会議等の定期的な開催を行います。
- 地域ケア会議での抽出された地域の課題解決に向けた社会資源の開発を行います。
- 医療と介護の関係機関、地域住民との連携強化のためネットワーク化を図ります。
- 地域ケア会議の内容を踏まえ、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映等政策形成につなげます。

## 〔基本施策〕5 高齢者の権利擁護の推進

### 現状及び施策の展開

判断能力に不安のある高齢者の権利や財産を守るため、権利擁護に関する相談支援体制の強化及び虐待防止や成年後見制度の普及に努めます。

### 施策事業

#### ① 高齢者の権利擁護の充実

##### ア：高齢者虐待等に関する相談支援の充実

高齢者の家族、親族等、または介護老人福祉施設や介護サービス事業等の従事者による高齢者への虐待について、通報・届出・相談を町及び地域包括支援センター（高齢者支援センター）で受け付け、高齢者虐待の早期発見・早期解決に努めます。

##### イ：成年後見制度の利用促進

地域包括支援センター（高齢者支援センター）と連携して相談業務を行い、制度活用を支援を行います。また、住民に対する制度の普及啓発や、制度運営に必要な人材育成等に努めます。

##### ウ：緊急短期入所サービス

虐待等の一時的な理由で在宅生活ができない場合、介護老人福祉施設等へ短期間利用できるサービスです。

##### エ：権利擁護センターの設置

権利擁護に関する相談体制の充実を図るため、権利擁護センターの設置について関係機関と検討を進めていきます。

### 計画推進のための方向性

- 虐待の早期発見及び適切な対応に努めます。
- 虐待の原因を分析し、改善につなげていきます。
- 成年後見制度の普及啓発や、利用促進を図ります。
- 権利擁護の相談を専門的に受けられる体制を整えます。

## 〔基本施策〕6 高齢者の安心・安全な暮らしづくりの推進

### 現状及び施策の展開

地域における高齢者それぞれの生活ニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で必要な生活支援を利用しながら暮らせることが、重要となります。

高齢者の住まいの改修支援に加え、公共施設や道路等、全ての人々が利用しやすい施設になるよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境づくりを推進していきます。また、災害時の避難等の支援についての体制を構築していきます。

### 施策事業

#### ① 住まいのバリアフリー化の推進

手すりの設置や段差の解消等を行うことで、高齢者の在宅生活における転倒予防や日常動作のしやすさを支援するとともに、介護者による介護の軽減等を図ります。

また、高齢者向け住宅については、引き続き高齢者の身体状況に配慮した高齢者向け住宅の需要を見極め、バリアフリー化やユニバーサルデザイン採用の推進を図ります。

#### ② 防犯・防災に関する支援体制の充実

防犯については、防犯パトロールを実施することにより犯罪の発生を抑制し、住民の体感治安を向上させることによって、安全で安心できるまちづくりの実現を目指します。

防災については、ひとり暮らし高齢者や障がい者、要介護者、高齢者のみ世帯等の安否確認について、災害の発生時に迅速に対応できるよう、警察、消防、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員に対して、災害時要援護者支援名簿及び対象者の位置を示したマップに掲載された内容を情報提供しています。

#### ③ ユニバーサルデザインの推進

全ての住民が利用しやすい住環境を整備するため、「東京都福祉のまちづくり条例」のユニバーサルデザインの考え方に沿って、引き続き、公共施設への「だれでもトイレ」や視覚障がい者誘導用ブロックの設置を進めていきます。

#### ④ 老人保護措置事業

おおむね65歳以上の高齢者が、経済上及び環境上の理由から、在宅での生活が困難となった場合に、養護老人ホームへ入所措置を行います。

## ⑤ 高齢者が安心できる生活の支援

## ア：緊急通報システム事業

65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、慢性疾患があること等から日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方に、東京消防庁に自動通報できる無線発報器を貸与する事業です。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
登録件数（件/年）	19	19	14	16	17	18

※2017（平成29）年度は見込数。

## イ：火災安全システム事業

65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、心身機能の低下や居住環境等により、防火等の配慮が必要な方に、東京消防庁に自動通報できる住宅防災機器等を貸与する事業です。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
登録件数（件/年）	4	6	3	4	4	4

※2017（平成29）年度は見込数。

## ウ：徘徊高齢者探索サービス事業

認知症高齢者が徘徊により行方不明になったときに、GPSを利用した位置情報専用探索機により家族等へ居場所をお知らせし、高齢者の安全を確保するとともに介護者の負担を軽減するサービスです。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
登録件数（件/年）	3	3	2	3	4	5

※2017（平成29）年度は見込数。

## エ：ふれあい訪問事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者の方を対象に、週3回自宅へ乳酸菌飲料を届け、直接会話をすることで安否の確認を行う事業です。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	96	100	96	100	105	110
配達本数（本/年）	11,663	11,933	11,678	12,000	12,600	13,200

※2017（平成29）年度は見込数。

**オ：福祉電話事業**

65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、近隣に親族等がおらず、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯に、電話を貸与するサービスです。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
登録件数（件/年）	11	10	8	9	9	9

※2017（平成29）年度は見込数。

**カ：家具転倒防止器具取付事業**

70歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を対象に、3か所以内で家具転倒防止器具を取り付けるサービスです。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
登録件数（件/年）	1	2	1	3	3	3

※2017（平成29）年度は見込数。

**キ：寝具乾燥等事業**

65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、病弱等の事情で寝具の自然乾燥等の作業が困難な方に対し、月に1回寝具の乾燥と年1回の丸洗いを行うサービスです。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	4	4	5	5	6	6

※2017（平成29）年度は見込数。

**ク：紙おむつ給付事業**

65歳以上の方で、起居動作が困難なため6か月以上居宅で寝たきりやこれに準ずる状態にある方、または失禁状態にあり常時紙おむつを着用する必要がある方の紙おむつを配達するサービスです。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	173	182	143	150	155	160
延利用人数（人/年）	1,407	1,427	1,378	1,500	1,550	1,600

※2017（平成29）年度は見込数。

**ケ：配食サービス事業**

65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯やこれに準ずる世帯の方で、食事の調理等が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた昼食を週2回配達するサービスです。あわせて、安否確認も行っています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	29	28	34	36	38	40
配食数（食/年）	1,646	1,618	1,382	2,000	2,150	2,300

※2017（平成29）年度は見込数。

**コ：日常生活用具給付事業**

介護保険の要介護（要支援）に該当しない高齢者のうち、歩行が不安定であるなど日常生活動作に低下が認められた方を対象に、日常生活用具（腰掛便座（便器）、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープ、歩行補助車）を給付するサービスです。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	1	1	0	1	1	1

※2017（平成29）年度は見込数。

**サ：自立支援住宅改修給付事業**

介護保険の要介護（要支援）に該当しない高齢者のうち、生活機能の低下した方を対象に、転倒予防・動作の容易性の確保等のための住宅改修費の一部を給付します。

また、介護保険の要介護（要支援）認定を受けた高齢者を対象に、転倒予防・動作の容易性の確保、介護者の負担軽減のための浴槽、流し、洗面台、洋式便器等の設備改修費の一部を給付します。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	9	5	6	7	7	7

※2017（平成29）年度は見込数。

**シ：特殊眼鏡・コンタクトレンズ購入費助成事業**

老人性白内障のため水晶体摘出手術を行い、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けることのできない65歳以上の方を対象に、購入費の一部を助成する事業です。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
利用人数（人/年）	0	1	0	1	1	1

※2017（平成29）年度は見込数。

**ス：家族介護者支援介護タクシーサービス事業（再掲）**

町内在住の寝たきりの高齢者（要介護4・5）を介護している家族等に対し、高齢者が病院へ通院する際のタクシー代の一部を助成する事業です（56ページ参照）。

**セ：福祉バス運行事業**

高齢者や障がい者等が、町内福祉施設等を利用しやすくするため、無料で乗車できる福祉バスを町内6コースで運行しています。利用する際には、事前に利用登録証の申請が必要です。

町内各施設と連携するとともに、住民への周知を図り、一層の利用促進を行います。あわせて、今後の町の公共交通についての研究を進めます。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
累計登録人数（人/年）	3,652	3,978	4,274	4,580	4,880	5,080
延利用人数（人/年）	39,153	40,631	44,920	47,000	49,500	52,500

※2017（平成29）年度は見込数。

**計画推進のための方向性**

- ひとり暮らし高齢者の安否確認を行う事業の充実を図ります。
- 家族介護者の負担軽減のための事業の充実を図ります。
- 利用者がサービスを利用しやすくできるよう、各施策の普及啓発を図ります。

## 基本目標 2 認知症施策の推進

### 〔基本施策〕 1 早期発見、適切な診断・対応を可能とする取組の推進

#### 現状及び施策の展開

認知症になっても、本人の意思を尊重しながら、できるだけ住み慣れた地域において日常生活を継続することができるよう、支援体制の整備を図ることが必要です。

早期発見が重要とされる認知症について、できるだけ早く受診につなげることができるよう、また、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」の活動等について、関係機関等と連携しながら検討を進め、認知症への取組を強化していきます。

#### 施策事業

##### ① 早期受診・早期対応の促進

認知症は、できるだけ早い段階で対応することによって、病状の進行抑制に効果があることから、かかりつけ医や専門医への受診の重要性を住民に広く周知していきます。

##### ② 認知症初期集中支援事業の推進

認知症の初期段階で医療と介護との連携の下に、認知症の人及び家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の設置が、地域支援事業に位置づけられています。

認知症初期集中支援チームは、専門医と医療職、介護職等で構成され、認知症の人及びその家族を訪問し、受診の勧奨や本人・家族支援等の初期介入を包括的・集中的に行い、自立支援をサポートします。あわせて、地域包括支援センター（高齢者支援センター）と連携を取りながら、認知症の人及びその家族に適切な支援をしていきます。

##### ③ 認知症地域支援推進員活動の推進

認知症地域支援推進員は、保健師や看護師等が担当し、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行います。

##### ④ 認知症支援コーディネーターの配置

認知症支援コーディネーターは、保健師や看護師が担当し、認知症地域支援推進員とともに、関係機関等と連携を取りながら、認知症の人及びその家族を効果的かつ円滑に支援するための事業の中心的な役割を担います。



**計画推進のための方向性**

- 認知症の人について、町内かかりつけ医や専門医等との連携を図ります。
- 住民に対し、早期受診の重要性を広く周知するため講演会等を実施します。
- 認知症初期集中支援チームでの会議を位置づけます。
- 認知症支援コーディネーターは、地域包括支援センター（高齢者支援センター）と連携し、認知症の人の早期発見に努めます。



## 〔基本施策〕2 地域における認知症の人及びその家族への支援の推進

### 現状及び施策の展開

高齢化の進む中、認知症高齢者も増加が見込まれており、認知症対策の必要性が高まっています。

認知症が疑われる段階から、専門職や公的サービスによる支援のみならず、地域住民を含めて認知症の人に対する見守りの輪を広げるための取組を充実させていきます。

### 施策事業

#### ① 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する差別や偏見をなくすため、「認知症サポーター養成講座」等を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
認知症サポーター 累計登録者数（人）	1,357	1,587	1,872	2,172	2,472	2,772

※2017（平成29）年度は見込数。

#### ② 住み慣れた地域での支援の充実

##### ア：認知症カフェ

町では、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等、誰もが自由に参加できる「認知症カフェ」を開催しています。認知症の人だけではなく、家族、地域住民、専門職が集い、同じ状況の仲間と認知症に向き合い、様々な情報交換や認知症に関する相談を行ったり、思いを語り安心して過ごせる場として定着しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
設置箇所数（か所/年）	—	1	3	4	5	6

※2017（平成29）年度は見込数。

##### イ：徘徊高齢者探索サービス事業（再掲）

認知症高齢者が徘徊により行方不明になったときに、GPSを利用した位置情報専用探索機により家族等へ居場所をお知らせし、高齢者の安全を確保するとともに介護者の負担を軽減するサービスです（62ページ参照）。

**ウ：家族介護者のつどい（再掲）**

自宅で高齢者を介護している方や介護の経験がある方、これから介護をする方、介護について関心のある方が、日頃介護で困っていることを話し合ったり、介護に役立つ制度やサービス等について情報交換を行うことによって、同じ悩みを抱えている方同士での交流を図る場です（56ページ参照）。

**③ 認知症ケアパスの普及**

「認知症ケアパス」とは、認知症の人の状態に応じた適切なサービスの流れを示したものです。地域包括支援センター（高齢者支援センター）やサービス事業所等の関係機関と連携し、認知症ケアパスの普及を進めていきます。

**計画推進のための方向性**

- 認知症サポーター養成講座について、定期的な開催をするとともに、フォローアップ講座や小学生を対象とした講座を実施し、内容の充実を図っていきます。
- 認知症の人及びその家族等が誰でも参加できる認知症カフェの設置・充実をさらに進めます。
- 認知症の人の状態に応じたサービスについて記載した認知症ケアパスの普及を図ります。

## 基本目標3 介護サービス基盤の充実

### 〔基本施策〕1 介護サービス提供体制の充実

#### 現状及び施策の展開

在宅の高齢者が、本人の意向や状況に合った適切な介護サービスを提供できるよう、サービスの内容や質の向上を目指していく必要があります。また、介護保険制度の持続可能性の確保も取り組むべき課題となっています。

事業者への指導や支援を通じた介護サービスの質の向上をはじめ、介護給付費適正化事業の推進、介護人材の確保・育成への支援等により、介護サービスの提供体制の充実を図ります。

#### 施策事業

##### ① 介護サービスの質の向上

高齢化の進展とともに増大する介護ニーズに対して、サービス提供量だけでなくサービスの質的な向上が重要です。

サービス提供時の安全面や衛生面の向上について、サービス事業者に対する指導を実施するとともに、研修等への参加を支援します。

## ② 介護給付費適正化の推進

介護給付費の適正化を図ることは、介護サービスを適切かつ十分に確保し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、介護保険制度を持続させるために重要です。介護サービスの利用状況や給付費の状況を把握し、次期計画策定の際に目標の見直しを行います。

項目	内容・目標
要介護認定の適正化	全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施できるようばらつきのある調査項目等の分析を行い改善に努めます。また、合議体間の審査判定結果のばらつきを減らすため合同研修等を実施します。
ケアプラン点検	保険者と介護支援専門員が協力してケアプラン点検を実施するため、都作成の「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」を活用します。町内の主任介護支援専門員に協力を依頼するとともに、「リ・アセスメント支援シート」を活用するなど実施方法を工夫し、町内の全ての介護支援専門員が自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有できるようにします。
住宅改修・福祉用具点検	利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう事業者への普及啓発を図ります。事前申請等の書類審査に加え、必要に応じて訪問調査を行います。また、福祉用具における貸与価格についても適正化を図ります。
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検は、介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うものです。また、医療情報との突合は、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図るものです。 国民健康保険団体連合会処理分以外の縦覧点検・医療情報との突合で、未実施の項目について点検を始め、報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促します。
介護給付費通知	介護給付費通知は、保険者から受給者本人（家族）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発し、適正な請求に向けた抑制効果をあげるために行うものです。 受給者に分かりやすく、かつ効果的な通知となっているか見直しを行い、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の普及啓発を図ります。
給付実績の活用	給付実績の活用は、国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るために行うものです。 給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供を促します。給付実績の活用において効果的なものから、順次活用します。

### ③ 介護人材の確保・育成への支援

訪問介護員（ホームヘルパー）、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等、介護サービス提供に必要な人材の確保及び育成について、関係機関と連携して確保に努めます。

また、東京都や関係機関で実施している研修会等の案内をサービス事業者に通知するほか、必要に応じて町主催の研修を実施します。研修の修了者には事業者の紹介を行い、介護人材の確保・育成を支援していきます。

#### **計画推進のための方向性**

- 町内の全ての事業者を対象とするサービス事業者連絡会を年1回以上開催し、町と町内事業者の連携を図ります。
- 町内のサービス事業者を個別訪問する「事業所訪問」を実施し、事業所の運営状況の確認や指導を通じた事業所支援を行います。
- 地域密着型サービス事業所の運営状況について、各事業所が開催する運営協議会等で点検します。
- 地域密着型サービス事業所等について、指定の有効期間中に1事業所あたり1回以上、計画的に実地指導を実施します。
- 介護給付費適正化事業を推進します。

## 〔基本施策〕2 介護基盤の充実

### 現状及び施策の展開

要介護（要支援）認定を受けた高齢者が、本人の意向や状況に合った適切な介護サービスを利用できるよう、介護サービス提供体制の基盤整備を進める必要があります。

また、2015（平成27）年度から2016（平成28）年度までの実績及び2017（平成29）年度実績見込みを考慮し、かつ、サービスの必要性や需要を予測するとともに、制度改正の状況も踏まえて、サービス量の見込みを推計し、提供体制の確保に努めます。

### 施策事業

#### ① 居宅（介護予防）サービスの充実

住み慣れた自宅で利用するサービスです。自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問する「訪問型サービス」や、施設に通う通所介護（デイサービス）等の「通所型サービス」があります。これらのサービス量を推計し、適切なサービス量を確保するよう努めます。

（各サービスについては83～87ページ参照）

#### ② 地域密着型サービスの充実

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように創設されたサービスです。事業者の指定や監督をするのは町で、原則として、利用者は町内在住の方となります。施設等の規模が小さいので、利用者のニーズに細かく対応でき、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。これらのサービス量を推計し、適切なサービス量を確保するよう努めます。

（各サービスについては88～90ページ参照）

#### ③ 施設サービスの適正な整備・充実

要介護認定を受けた方が施設に入所し、生活できるサービスです。施設サービスはどのような介護が必要かによって介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養病床）の3種類に分かれます。これらのサービス量を推計し、適切なサービス量を確保するよう努めます。

（各サービスについては91～92ページ参照）

**計画推進のための方向性****【居宅（介護予防）サービス】**

- サービス利用の見込量に合わせ、提供体制の確保に努めます。
- 利用者のニーズに対応できるサービス内容の確保に努めます。
- 地域密着型サービスのさらなる充実を目指す観点から都が指定する居宅サービスに対し、指定拒否や条件付加をすることも検討します。
- サービス付き高齢者向け住宅は、現状としてサービス提供体制が充足しており、本計画期間中の整備は見合わせます。
- 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）については、利用者のニーズを見極める必要がありますが、本計画期間中の整備は見合わせます。

**【地域密着型サービス】**

- サービス利用の見込量に合わせ、提供体制の確保に努めます。
- ニーズに則した地域密着型サービスの充実を図り、要介護（要支援）高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう基盤整備を進めます。
- 本計画期間中に（介護予防）認知症対応型共同生活介護の整備を進められるよう、地域の事業者働きかけます。
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、事業者の誘致方法を検討し、整備促進に向け地域の事業者働きかけます。
- 実施予定のない事業については、サービス事業者のサービス提供基盤の整備状況を踏まえ利用者のニーズを見極めながら実施について検討していきます。

**【施設サービス】**

- サービス利用の見込量に合わせ、提供体制の確保に努めます。
- 既存の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）の増床、ユニット化、用途変更については利用者ニーズ等を反映できるように努めます。
- 地域密着型サービス事業の推進を優先するため、新たに介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養病床）を整備することについては、本計画期間中は見合わせます。
- 介護医療院の整備（既存医療機関等の転換分も含む）については、利用者ニーズ等に注視し、必要に応じて検討していきます。



## 基本目標4 高齢者の社会参加と生きがいの推進

### 〔基本施策〕1 高齢者の活躍の場と居場所づくりの推進

#### 現状及び施策の展開

高齢者の中には、退職や身体機能の低下等を理由に、自宅に引きこもりがちになる方がいます。引きこもりの状態が続くことは、身体機能の低下を招き、寝たきり等の要介護状態になることが考えられます。

高齢者となっても、社会の一員として地域活動に参加したり生きがいの持てる生活を送れるよう、地域活動団体との連携を図りながら、活動の場や機会の提供に努めます。

#### 施策事業

##### ① 高齢者の地域活動の促進

##### ア：老人クラブ（寿クラブ）への支援

老人クラブ（寿クラブ）は、生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、様々な活動を行っています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
クラブ数（団体/年）	20	18	17	17	18	19
会員数（人/年）	938	850	828	840	870	900

※2017（平成29）年度は見込数。

##### イ：敬老会

70歳以上の方の長寿をお祝いするために、毎年1回スカイホールにおいて式典及び演芸を開催しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
参加人数（人）	1,660	1,372	1,410	1,550	1,690	1,800

##### ウ：敬老金の支給

敬老の日に節目年齢の高齢者を対象に、敬老金を贈呈しています。

## ② 高齢者の活躍の場の創造

## ア：介護予防リーダー養成事業（再掲）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における支援の担い手や、地域での高齢者の居場所づくりの支援に関わる人として、地域の介護予防リーダーとなる人材の育成、活用を図ります（52ページ参照）。

## ③ 高齢者の居場所づくりの整備

## ア：地域交流拠点事業「ふらっとまちかど」「寄り合いハウスいこい」

在宅高齢者の閉じこもり防止や孤独解消のため、町に住む高齢者や子ども等の地域住民が気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点として、「ふらっとまちかど」「寄り合いハウスいこい」を設置しています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
開館日数（日/年）	657	656	654	653	656	654
ふらっとまちかど	297	296	295	294	297	295
寄り合いハウス いこい	360	360	359	359	359	359
延利用人数（人/年）	13,894	15,058	14,708	14,768	14,958	14,998
ふらっとまちかど	7,820	9,054	8,898	8,868	8,958	8,898
寄り合いハウス いこい	6,074	6,004	5,810	5,900	6,000	6,100

※2017（平成29）年度は見込数。

## イ：高齢者福祉センター寿楽

高齢者福祉センター寿楽は、60歳以上の方のための施設です。各種の教室への参加、サークルでの活動により教養を高め、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
開館日数（日/年）	299	298	297	298	300	297
延利用人数（人/年）	34,071	34,915	33,500	34,500	35,000	35,500

※2017（平成29）年度は見込数。

**ウ：生きがい活動支援型デイサービス（再掲）**

介護保険で「非該当」と判定されたものの、軽度の支援が必要な65歳以上の方等を対象に、健康維持や介護予防、生きがいづくりや閉じこもり防止の観点から、高齢者福祉センター寿楽内にある在宅サービスセンター（愛称：ふくふく）でデイサービスを実施します。

デイサービスでは、趣味活動、給食サービス、機能向上活動等を行っています。また、通所には送迎サービスが利用できます（50ページ参照）。

**エ：介護予防リーダー等による「通いの場」**

地域の介護予防リーダーを中心とした住民主体の介護予防に資する「通いの場」の活動を、町内全域に広めていきます。町内の高齢者の1割程度が参加することを想定し、2025（平成37）年度には50か所での実施を目指します。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
実施箇所数（か所/年）	3	3	5	7	10	15

※2017（平成29）年度は見込数。

**計画推進のための方向性**

- 老人クラブの会員が増加するよう支援するとともに、見守り体制の強化を図ります。
- 元気な高齢者支援のため、高齢者福祉センター寿楽の利用促進に努めます。
- 住民主体の通いの場の創設を進めます。
- 多世代交流の拠点として、また、高齢者の閉じこもりや孤独の解消を目的として、地域交流拠点事業「ふらっとまちかど」「寄り合いハウスいこい」の利用促進に努めます。

## 〔基本施策〕2 生きがいつくりと就労の促進

### 現状及び施策の展開

団塊の世代が高齢期を迎えていることから、仕事で培った技術や知識を社会で有効に活用できるよう、雇用機会の拡大に努めます。また、地域共生社会の実現を目指し、あらゆる世代が交流を図る機会の確保に努めます。

### 施策事業

#### ① 就労対策の促進

##### ア：シルバー人材センターへの支援

高齢者就業対策の拠点として、シルバー人材センターが設置されています。団塊の世代や高齢者の就労支援の場、働くことによる介護予防の場として大きな期待が寄せられています。

	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
	2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度
会員数（人/年）	506	488	504	514	524	534
就業実人数（人/年）	458	450	455	460	465	470
受注件数（件/年）	1,935	2,201	2,237	2,282	2,328	2,375

※2017（平成29）年度は見込数。

#### ② 世代交流の推進

##### ア：地域交流拠点事業「ふらっとまちかど」「寄り合いハウスいこい」（再掲）

在宅高齢者の閉じこもり防止や孤独解消のため、町に住む高齢者や子ども等の地域住民が気軽に立ち寄ることのできる地域交流拠点として、「ふらっとまちかど」「寄り合いハウスいこい」を設置しています（76ページ参照）。

#### ③ 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）への参画

##### ア：生活支援ヘルパー養成研修（再掲）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のうち、介護予防・生活支援サービス事業は、介護の専門知識のない住民でも、一定の研修を受講することで、高齢者の生活援助（掃除・洗濯、買い物等の家事援助）を行うことができます。

地域全体で高齢者を支えていくため、介護予防・生活支援サービス事業を担う生活支援ヘルパーを養成するための研修を実施します（52ページ参照）。

### 計画推進のための方向性

- 団塊の世代の雇用機会の拡大に努めます。
- 高齢者就業対策の拠点として、シルバー人材センターで派遣事業を開始します。
- 地域の課題に即した高齢者の就業を促します。
- 高齢者の居場所である、地域交流拠点「ふらっとまちかど」と「寄り合いハウスいこい」の利用促進に努めます。

## 〔基本施策〕3 生涯学習、スポーツ活動の推進

### 現状及び施策の展開

高齢者の学習機会への参加を促進することは、教養を深め、交流のできる仲間づくりに有効だと考えられます。また、スポーツ教室の開催等、健康の維持・増進にもつながるスポーツ活動の機会を創出していきます。

### 施策事業

#### ① 学習機会の充実・活用

多様な趣味・学習活動について、高齢者の参加を促進するとともに、高齢者自身が見つけた知恵や技術を活用できるよう、リーダー・指導者育成を支援します。

#### ② スポーツ活動の機会の創出

高齢者を対象としたスポーツ大会や、日常の運動活動の成果を発表する場を開催するとともに、高齢者のスポーツに関する広報・啓発活動を活発に行い、高齢者の生きがいづくりにつなげます。

### 計画推進のための方向性

- 高齢者自身が見つけた知識や技術を活用できるよう、リーダー・指導者育成の支援を行います。
- 高齢者の体力や特性等に配慮したスポーツ教室や、どこでもできる健康体操・筋力体操等を開催し、その指導や相談を含めたスポーツプログラムの提供に努めます。



## 第2章

### 介護保険サービスの見込み





## 第2章 介護保険サービスの見込み

### 1 居宅（介護予防）サービスの見込み

#### (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）によって提供される入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護を受けられるサービスです。

なお、介護予防訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	日/年	20,229	23,033	22,606	23,491	24,377	25,262	29,689
	件/年	1,625	1,875	1,782	1,839	1,897	1,954	2,241

※2017（平成29）年度は見込数。

#### (2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

家庭での入浴が困難な高齢者に対して、介護福祉士等が居宅に浴槽設備や簡易浴槽を持ち込んで、入浴の介助を行うサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	日/年	896	1,078	1,030	1,081	1,133	1,184	1,441
	件/年	202	226	204	214	224	235	300
介護予防	日/年	0	3	2	2	2	2	3
	件/年	0	2	2	2	2	2	3

※2017（平成29）年度は見込数。

**(3) 訪問看護／介護予防訪問看護**

看護師等が居宅を訪問して、療養に関わる世話や診療の補助を行うサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	日/年	6,392	6,575	6,862	7,030	7,198	7,366	8,206
	件/年	1,157	1,262	1,240	1,269	1,299	1,328	1,475
介護予防	日/年	1,107	1,291	1,272	1,335	2,136	3,418	4,362
	件/年	272	299	302	313	500	800	1,021

※2017（平成29）年度は見込数。

**(4) 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション**

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるリハビリテーションを行うサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	日/年	2,825	3,401	4,296	5,041	5,787	6,532	10,259
	件/年	479	568	720	841	961	1,082	1,685
介護予防	日/年	898	965	1,110	1,197	1,285	1,372	1,809
	件/年	188	212	248	274	301	327	459

※2017（平成29）年度は見込数。

**(5) 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導**

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、薬の飲み方や食事等の療養上の管理・指導を行うサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	1,770	2,022	2,206	2,387	2,568	2,749	3,654
介護予防	件/年	159	191	176	182	188	194	224

※2017（平成29）年度は見込数。

## (6) 通所介護（デイサービス）

施設に通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

なお、介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	2025 （平成37）年度
介護	日/年	30,922	35,705	28,898	30,342	31,859	33,451	42,693
	件/年	3,085	2,955	3,036	3,187	3,346	3,513	4,484

※2017（平成29）年度は見込数。

## (7) 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設、病院や診療所に通い、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるリハビリテーションが受けられるサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	2025 （平成37）年度
介護	日/年	11,602	12,752	13,472	14,196	14,919	15,642	19,261
	件/年	1,196	1,333	1,438	1,535	1,631	1,728	2,211
介護予防	日/年	2,674	2,733	3,294	3,548	3,803	4,057	5,329
	件/年	403	443	514	561	608	655	890

※2017（平成29）年度は見込数。

## (8) 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等の施設に短期間入所して、施設で行われる入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	2025 （平成37）年度
介護	日/年	7,461	7,772	8,636	9,089	9,543	9,996	12,263
	件/年	917	969	948	959	969	980	1,033
介護予防	日/年	229	245	154	219	229	240	306
	件/年	54	57	28	48	50	52	66

※2017（平成29）年度は見込数。

**(9) 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護**

介護老人保健施設等の施設に短期間入所して、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、その他の療養上で必要な医療や介護を受けられるサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	2025 （平成37）年度
介護	日/年	925	1,162	1,342	1,543	1,745	1,946	2,953
	件/年	167	202	228	256	283	311	449
介護予防	日/年	66	3	10	27	28	29	37
	件/年	4	1	4	4	4	4	6

※2017（平成29）年度は見込数。

**(10) 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与**

日常生活の維持・向上に必要な福祉用具を貸与するサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	2025 （平成37）年度
介護	件/年	3,142	3,435	3,626	3,812	3,998	4,184	5,114
介護予防	件/年	592	630	828	938	1,048	1,158	1,708

※2017（平成29）年度は見込数。

**(11) 特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費**

福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの（特定福祉用具）を購入するサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	2025 （平成37）年度
介護	件/年	71	57	54	63	66	69	88
介護予防	件/年	40	30	34	36	38	40	51

※2017（平成29）年度は見込数。

**(12) 住宅改修／介護予防住宅改修**

自宅で生活をするための環境を整えるため、手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行った場合に、負担割合に応じて改修費用を支給するサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	2025 （平成37）年度
介護	件/年	66	71	58	68	71	75	96
介護予防	件/年	60	51	46	54	57	60	77

※2017（平成29）年度は見込数。

## (13) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している要介護(要支援)認定者に対して、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等、日常生活を送るうえで必要な介護を受けられるサービスです。

	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	110	139	146	162	177	193	271
介護予防	件/年	21	32	24	40	42	44	56

※2017(平成29)年度は見込数。

## (14) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるように、要介護(要支援)認定者の心身の状態・環境・本人の希望等をもとに居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成します。その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うサービスです。

介護予防支援については、2016(平成28)年10月から総合事業が開始したことに伴い、一部が介護予防ケアマネジメント費に移行しているため、2017(平成29)年度は一時的に減額しました。2018(平成30)年度以降は要支援認定者の増加に伴い、利用件数は増加すると見込んでいます。

	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込)			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	5,481	5,953	6,194	6,462	6,731	6,999	8,341
介護予防	件/年	2,559	2,524	1,758	1,845	1,938	2,035	2,597

※2017(平成29)年度は見込数。

## 2 地域密着型サービスの見込み

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護を受けられるサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	0	0	0	6	6	6	8

※2017（平成29）年度は見込数。

### (2) 夜間対応型訪問介護

夜間帯の定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護を受けられるサービスです。

全国的に事業所がまだ少なく、サービス提供体制の確立が課題となっています。広域的な連携も視野に入れ、体制の整備を見込みます。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	0	0	0	0	0	0	4

※2017（平成29）年度は見込数。

### (3) 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある人が施設に通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

なお、このサービスは認知症対応型であるため、介護予防の利用は見込んでいません。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	日/年	1,384	1,450	1,942	2,203	2,463	2,724	4,027
	件/年	138	155	178	195	212	229	314
介護予防	日/年	0	0	0	0	0	0	0
	件/年	0	0	0	0	0	0	0

※2017（平成29）年度は見込数。

**(4) 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護**

利用者の居宅、または利用者のサービス拠点への通所や短期間の宿泊により提供される、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

なお、このサービスは利用者の状態やサービス内容から、介護予防の利用は見込んでいません。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	19	24	24	26	28	30	40
介護予防	件/年	0	0	0	0	0	0	0

※2017（平成29）年度は見込数。

**(5) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**

認知症かつ要介護（要支援）と認定された人を対象に、利用者が共同生活を送る住居で提供される、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要となる介護を受けられるサービスです。

なお、このサービスは認知症対応型であるため、介護予防の利用は見込んでいません。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	62	57	46	70	142	149	190
介護予防	件/年	0	0	0	0	0	0	0

※2017（平成29）年度は見込数。

**(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護**

有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームで、入居者が要介護者とその配偶者等に限られ、入居定員が29名以下の施設（地域密着型特定施設）において、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等、日常生活を送るうえで必要な介護を受けられるサービスです。

全国的に事業所がまだ少なく、サービス提供体制の確立が課題となっています。広域的な連携も視野に入れ、体制の整備を見込みます。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	0	0	0	0	0	0	4

※2017（平成29）年度は見込数。

**(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

入所定員が29名以下の介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設）において、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活や療養に必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	12	8	0	11	12	12	24

※2017（平成29）年度は見込数。

**(8) 看護小規模多機能型居宅介護**

利用者の居宅、または利用者のサービス拠点への通所や短期間の宿泊により提供される、入浴、排泄、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	0	0	8	24	36	48	72

※2017（平成29）年度は見込数。

**(9) 地域密着型通所介護**

利用定員が18名以下の小規模な通所介護事業所が、2016（平成28）年度から地域密着型サービスに移行しました。

デイサービス等で提供される、入浴、排泄、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、その他の日常生活を送るうえで必要な介護や機能訓練を受けられるサービスです。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	日/年	—	4,863	5,158	5,415	5,686	5,971	7,621
	件/年	—	376	412	453	475	499	637

※2017（平成29）年度は見込数。



### 3 施設サービスの見込み

#### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

特別養護老人ホーム（入所定員が30名以上）において、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送るうえで必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供する施設です。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	2,133	2,015	2,084	2,180	2,289	2,404	3,068

※2017（平成29）年度は見込数。

#### (2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上のサービスを提供する施設です。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	1,028	1,034	1,096	1,120	1,144	1,168	1,288

※2017（平成29）年度は見込数。

#### (3) 介護療養型医療施設（療養病床）

療養病床等のある病院または診療所で、その施設が提供するサービス内容等を定めた計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、その他のサービス、機能訓練、その他の必要な医療を提供する施設です。

医療保険制度改革／診療報酬・介護報酬同時改定において、介護療養型医療施設は廃止が決定されましたが、老人保健施設等への転換が進んでいないことから、経過措置期間が2023（平成35）年度末まで延長されています。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 (平成37)年度
		2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	
介護	件/年	116	114	110	108	106	104	0

※2017（平成29）年度は見込数。

#### (4) 介護医療院

2017（平成29）年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、新たに創設されました。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新しいタイプの介護保険施設です。

介護療養型医療施設（療養病床）からの転換が可能となることから、事業所や地域の意向を踏まえ、検討を進めていきます。

	単位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）			2025 （平成37）年度
		2015 （平成27）年度	2016 （平成28）年度	2017 （平成29）年度	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	
介護	件/年	—	—	—	0	0	96	123

## 4 第1号被保険者の介護保険料

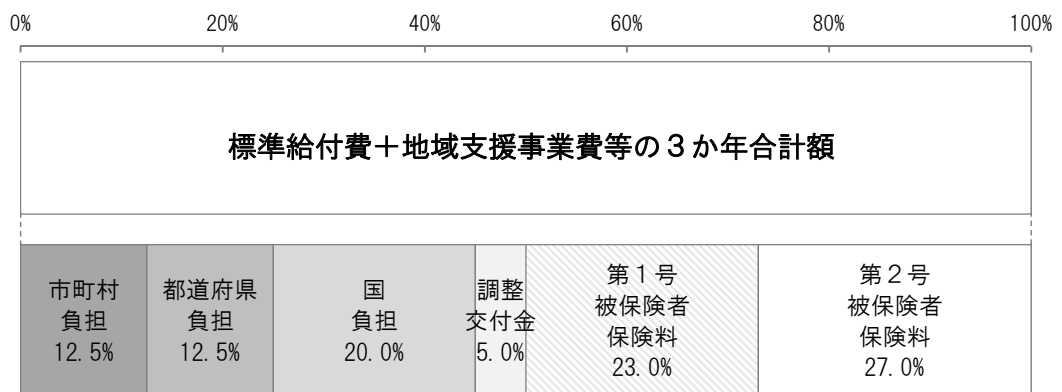
### (1) 介護保険料の算定

介護保険給付費等にかかる費用は、原則として国、都、町の公費で5割を負担し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の介護保険料で5割を負担することになっています。

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画期間である3年を単位として設定することとされています。

なお、第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険の保険料として納めることになっています。

【第7期計画期間の介護保険料の財源（在宅系サービスの場合）】



## (2) 介護保険給付費の見込み

第6期計画における介護サービスの利用状況や介護保険給付費の実績をもとに、第7期計画における施設整備計画、要介護（要支援）認定者数の推計、2018（平成30）年度の介護報酬改定等を踏まえ、サービス種類別に介護保険給付費を推計します。

## ① 介護サービス費

単位：千円

	第7期計画（見込）			2025 （平成37）年度
	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	
<b>居宅サービス</b>	908,040	999,545	1,089,652	1,610,675
訪問介護	118,679	142,695	166,316	345,571
訪問入浴介護	13,432	14,104	14,809	18,900
訪問看護	49,340	51,807	54,397	69,426
訪問リハビリテーション	28,282	33,066	38,225	88,526
居宅療養管理指導	16,516	20,975	24,275	39,935
通所介護	252,567	265,195	278,455	355,387
通所リハビリテーション	137,718	144,603	151,834	193,783
短期入所生活介護	70,983	81,744	91,715	164,599
短期入所療養介護	21,545	26,922	29,915	50,889
福祉用具貸与	53,192	56,151	62,134	70,527
特定福祉用具購入費	1,949	2,047	2,149	2,743
住宅改修	7,247	7,247	7,623	9,754
特定施設入居者生活介護	39,099	41,054	43,107	55,016
居宅介護支援	97,491	111,935	124,698	145,619
<b>地域密着型サービス</b>	133,548	144,376	156,996	210,306
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,536	2,536	2,536	2,536
夜間対応型訪問介護	0	0	0	144
認知症対応型通所介護	28,522	32,255	35,724	38,906
小規模多機能型居宅介護	10,518	10,518	12,729	18,241
認知症対応型共同生活介護	34,522	36,869	39,216	58,075
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	156
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,971	3,241	3,241	6,482
看護小規模多機能型居宅介護	8,453	10,630	12,807	18,303
地域密着型通所介護	46,026	48,327	50,743	67,463
<b>介護保険施設サービス</b>	877,599	881,243	947,191	1,107,812
介護老人福祉施設	525,881	517,265	549,515	612,757
介護老人保健施設	311,070	323,330	339,134	371,348
介護療養型医療施設	40,648	40,648	24,303	0
介護医療院	0	0	34,239	123,707
<b>介護給付合計</b>	1,919,187	2,025,164	2,193,839	2,928,793

## ② 介護予防サービス費

単位：千円

	第7期計画（見込）			2025 （平成37）年度
	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	
介護予防居宅サービス	63,481	74,727	91,362	127,439
介護予防訪問入浴介護	8	8	8	8
介護予防訪問看護	8,203	13,125	21,000	26,802
介護予防訪問リハビリテーション	6,612	7,580	8,599	15,857
介護予防居宅療養管理指導	1,410	1,505	1,786	2,725
介護予防通所リハビリテーション	19,371	21,884	25,084	36,939
介護予防短期入所生活介護	1,119	1,175	1,234	1,575
介護予防短期入所療養介護	119	125	131	168
介護予防福祉用具貸与	6,647	7,789	9,019	11,653
特定介護予防福祉用具購入費	960	1,008	1,058	1,351
介護予防住宅改修	6,461	6,461	7,772	10,347
介護予防特定施設入居者生活介護	4,676	5,846	7,015	9,353
介護予防支援	7,895	8,221	8,656	10,661
介護予防地域密着型サービス	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防給付合計	63,481	74,727	91,362	127,439

### (3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み

標準給付費とは、総給付費（介護サービス費と介護予防サービス費の合計）、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合計したものです。

地域支援事業費とは、介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費を合計したものです。

単位：千円

	第7期計画（見込）			2025 （平成37）年度
	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	
標準給付費（介護予防を含む）	2,111,846	2,232,556	2,421,485	3,212,817
総給付費	1,982,668	2,099,891	2,285,201	3,056,232
特定入所者介護サービス費	81,000	82,134	83,284	89,279
高額介護サービス費	40,000	42,000	44,100	56,284
高額医療合算介護サービス費	6,300	6,615	6,946	8,865
審査支払手数料	1,878	1,916	1,954	2,157
地域支援事業費	131,059	133,159	137,242	144,971
介護予防・日常生活支援総合事業費	70,000	72,100	74,263	81,992
包括的支援事業・任意事業費	61,059	61,059	62,979	62,979
合計	2,242,905	2,365,715	2,558,727	3,357,788

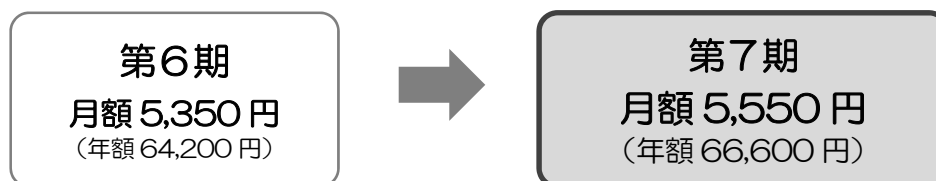
### (4) 介護保険料基準額の算定

算定した介護保険給付費等に、調整交付金の見込みや予定保険料収納率、所得段階別被保険者数を補正した人数等を考慮し、介護保険料基準額を算定します。

単位：千円

	2018 （平成30）年度	2019 （平成31）年度	2020 （平成32）年度	合計
A 第1号被保険者負担分相当額	515,868	544,114	588,507	1,648,489
B 調整交付金相当額	109,092	115,233	124,787	349,112
C 調整交付金見込額	34,691	42,867	49,915	127,473
D 介護給付費準備基金取崩額	0	0	0	0
E 予定保険料収納率	98.70%			
F 所得段階別加入割合補正後被保険者数	9,352人	9,451人	9,646人	28,449人

※ (A+B-C-D) ÷ E ÷ F ÷ 12 ÷ 第7期保険料基準額（月額）



## (5) 所得段階別介護保険料

介護保険料は、所得水準に応じて段階的に設定します。

区分	対象者	基準額に 対する割合	第7期 介護保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者等 ・町民税世帯非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・町民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.45 (0.50 <sup>※</sup> )	29,900円 (33,300円 <sup>※</sup> )
第2段階	・町民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超から120万円以下の方	0.65	43,200円
第3段階	・町民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.70	46,600円
第4段階	・町民税世帯課税かつ本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	56,600円
第5段階	・町民税世帯課税かつ本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	66,600円
第6段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.10	73,300円
第7段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	86,600円
第8段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.55	103,200円
第9段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	113,200円
第10段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.85	123,200円
第11段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.00	133,200円
第12段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.15	143,200円
第13段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.40	159,800円
第14段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	2.60	173,200円

※本来の割合は0.50ですが、負担軽減を実施し0.45とします。差額は公費により負担します(消費税の引き上げが実施された場合は変更になることがあります。)





# 第3章

## 計画の推進体制



## 第3章 計画の推進体制

### 1 推進体制

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲は広範囲にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護の各関係機関、地域、教育、経済等の各団体との連携が欠かせないものになります。したがって、関係者や住民に計画の趣旨や内容の周知を図り、関係機関や地域団体との連携の強化や協力体制づくりを進めていきます。

#### (1) 行政の連携強化

本計画の施策に関わる庁内部署は複数にまたがっているため、組織を横断した連携によって各施策の整合性を図り、効率的な計画推進に取り組んでいきます。

また、国や都の動向を計画推進に反映させていくとともに、広域に関わる問題や国・都の協力を必要とする問題に迅速に対応することができるように、連携を強化していきます。

#### (2) 関係機関との連携

高齢者に対する総合的な生活支援には、社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、医療機関等の関係団体をはじめ、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。円滑な事業運営を図るために、関係者間での連絡・調整や情報共有を十分に行います。

#### (3) 医療と介護との連携

高齢者の健康な生活のために、疾病予防や健康管理を行うことは重要です。医療と介護との連携は、地域包括ケアシステムの推進に重要なことであり、主治医と介護支援専門員の連携強化や、介護予防分野での医療との連携、入所施設等における医療機能の強化等に取り組んでいきます。

#### (4) 住民参画と協働

住民同士による地域での支えあい意識の向上に向けたきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動を行う団体や個人が、他の団体や個人との連携を図ることができるよう、地域で行われている様々な交流活動への支援を積極的に行います。

## 2 計画の適正な運営

計画の適正な運営を行うために、進捗状況の点検・評価を今後の計画に反映させていく体制を整えます。また、高齢者が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、サービス事業者等に対する指導・監督を行います。

### (1) 計画の進捗状況の点検・評価

計画の実効性を高めていくため、PDCAサイクルを活用して、施策や介護保険事業の状況の確認、課題の検討、評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

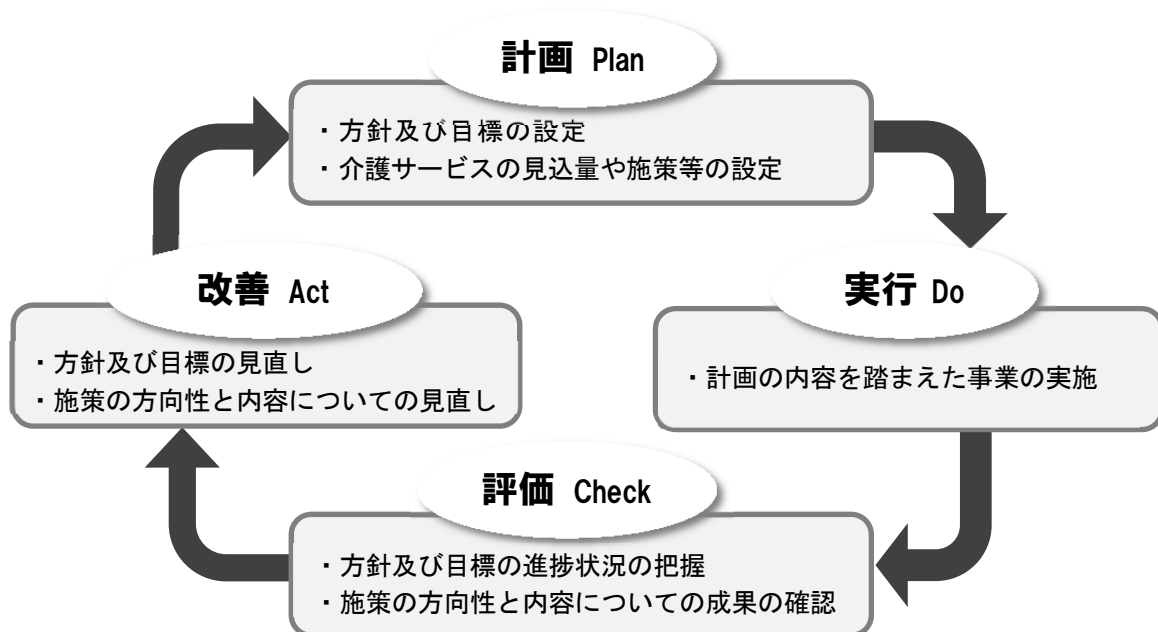
また、学識経験者、住民代表、福祉・保健・医療関係団体の代表者等の委員で構成する瑞穂町介護保険運営協議会等において、計画の進捗管理を継続して行い、今後の計画に反映させていきます。

#### PDCAサイクル

「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）」の4つで構成される行動システムのことをいいます。

計画（Plan）は普遍のものではなく、実行に移し（Do）、結果・成果を評価し（Check）、改善・改良を加え（Act）、次の計画（Plan）へつなげることが必要になります。

状況の変化が急速な現代にあっては、事業の不断の見直しが求められています。



## (2) 事業者への指導・監督

町は、地域密着型サービスの指定権者として、事業者の指定及び指導・監督を行う立場にあります。また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたっては、町に対して意見を求めることが義務付けられています。

こうした町の役割を踏まえ、適正なサービス利用が図られるように、今後もサービス利用者の視点から、事業者への指導・監督に努めていきます。

## (3) 正確・公平な要介護認定調査

要介護認定調査は、原則として町が実施するものとし、調査における正確性・公平の確保に努めていきます。

## (4) 情報提供・相談体制の充実

### ① 高齢者施策全般に関する総合相談

多様な事業・サービスがあり、高齢者本人の意向や健康状態、目的等に沿ったサービスの選択が難しい場合があります。そのため、高齢者福祉、介護、保健にとどまらず、生活面や経済面、障がい者福祉や児童福祉等、他の分野におけるサービスも視野に入れて、総合的に相談に応じていきます。

円滑な相談体制構築のために、職務全般に通じる職員の養成や必要な情報を共有できる体制の整備を進めていきます。

### ② 介護サービス情報の提供

全ての介護サービス事業所は、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等の情報を開示・公表するよう義務付けられており、都道府県によって、その情報が公開されています。

町において、これらの介護サービス情報を積極的に活用していくとともに、住民に最も身近な窓口として、高齢者が適切なサービスを選択できるよう、広報やパンフレット等を活用した、わかりやすい情報提供に努めます。

### ③ 苦情相談体制の整備

要介護認定やサービス利用に関する苦情については、保険者である町が迅速に対応できるよう、窓口体制を整備しています。

苦情の受付後、要介護認定については、要介護認定調査員や都の介護保険審査会との連絡調整を行いながら、適切な対応に努めます。サービス利用については、介護支援事業者や介護サービス事業者への自主的な苦情処理への取組を要請したり、国民健康保険団体連合会との連携を取りながら、適切な対応に努めます。

### 3 人材の育成・確保

---

計画が円滑に実施されるよう、サービス提供体制の整備とともに必要とされる人材の確保に努めます。

#### (1) 人材の育成及び確保

訪問介護員（ホームヘルパー）、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等のマンパワーの育成については、関係機関との連携によってその計画的な確保に努めます。あわせて、地域における認知症対策の担い手になる認知症サポーターの養成を行います。

地域包括支援センター（高齢者支援センター）の職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等、専門性と知識・経験を要求される職種であることから、その研修や人材確保に努めます。

また、社会活動への参加を促すため、地域で活躍する介護予防リーダーや老人クラブのリーダー等の指導者育成を支援します。

#### (2) 介護支援専門員の資質及び専門性の向上

介護支援専門員は5年ごとの資格更新制となっており、更新時には研修の受講が義務付けられています。また、一定年数以上の実務経験を有する介護支援専門員で所定の研修を修了した人は「主任介護支援専門員」として認定されます。これらの研修を受講し、資質の向上及び専門性の確保ができるよう支援していきます。

### 4 計画内容の普及・啓発

---

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者自身だけではなく、住民全体が高齢者保健事業についての趣旨や仕組みを理解することが重要です。

介護サービスや高齢者事業のほか、生活習慣病の予防等、健康維持・増進に関わる保健事業について、住民への周知に努めていきます。

# 資料編





## 資料編

## 1 計画策定の経過

実施年月日	内容
2017（平成29）年 3月1日～3月17日	<b>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査</b>
2017（平成29）年 7月14日	<b>第1回専門分科会</b> ・正副分科会長の選任 ・瑞穂町第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について ・瑞穂町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について ・高齢者実態調査について
2017（平成29）年 9月26日	<b>第2回専門分科会</b> ・第7期計画の基本的な考え方 ・第7期計画の重点施策について ・第7期計画（たたき台）について
2017（平成29）年 11月24日	<b>第3回専門分科会</b> ・第7期計画中間のまとめ（素案）について ・第7期計画の方向性について
2018（平成30）年 1月15日～1月31日	<b>第7期計画（素案）への意見募集（意見提出 0件）</b>
2018（平成30）年 2月9日	<b>第4回専門分科会</b> ・第7期計画（素案）への意見募集の報告について ・第7期計画（案）について
2018（平成30）年 3月28日	<b>第5回専門分科会</b> ・第7期計画策定の報告について

## 2 瑞穂町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画専門分科会委員名簿

任期：2017（平成29）年7月14日～2020（平成32）年3月31日

選出区分	氏名	役職名等
学識経験者	小林 俊子	田園調布学園大学 教授
関係行政機関	小林 啓子	西多摩保健所 地域保健推進担当課長
医療機関	鈴木 寿和	瑞穂町医師会
福祉代表	◎小山 良一	〔保健福祉関係施設代表〕 社会福祉法人瑞仁会 良友園施設長
	粕谷 道子	〔保健福祉関係団体代表〕 西多摩保護司会 瑞穂分区
	中根 厚夫	シルバー人材センター事務局長
	笠川 純	民生委員・児童委員協議会
	○山口 斉	社会福祉協議会
	高橋 征夫	瑞穂町寿クラブ連合会長
	坂本 孝輔	介護サービス提供事業所
住民代表	石井トモ子	公募委員
町職員	横澤 和也	住民部長
	福島 由子	健康課長

※氏名欄について ◎：会長 ○：副会長

## 3 瑞穂町介護保険サービス提供事業所一覧

順不同

	サービス区分	事業所名	所在地		電話番号
1	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	瑞穂町東部高齢者 支援センター	190- 1211	石畑 2008 番地 瑞穂町ふれあいセンター内	(042) 557-3852
2		瑞穂町西部高齢者 支援センター	190- 1221	箱根ヶ崎 1180 番地 長岡コミュニティセンター内	(042) 557-0609
3	居宅介護支援	瑞穂町在宅介護支援センター たかさわ	190- 1201	二本木 722 番地 1	(042) 556-1738
4		指定居宅介護支援事業所 不老の郷	190- 1201	二本木 1319 番地	(042) 557-3030
5		居宅介護支援事業所 七福神	190- 1211	石畑 1940 番地 3	(042) 557-7296
6		高齢者在宅サービスセンター みずほ	190- 1221	箱根ヶ崎 922 番地 1	(042) 556-0066
7		けんちの苑みずほ 指定居宅介護支援事業所	190- 1231	長岡長谷部 31 番地 1	(042) 568-0222
8		在宅介護支援センター フラワーブラム	190- 1231	長岡長谷部 83 番地 1	(042) 556-5755
9		居宅介護支援事業所 菜の花	190- 1212	殿ヶ谷 451 番地 1	(042) 568-0345
10		杜の園 居宅介護支援事業所	190- 1233	長岡下師岡 372 番地 4	(042) 556-6511
11		二本木交茶店	190- 1201	二本木 684 番地 4	(042) 568-0250
12		訪問介護	特定非営利活動法人 福祉サービスハーモニー	190- 1212	殿ヶ谷 775 番地 ミニホルン A 1-101
13	特定非営利活動法人 にあい福祉サービス		190- 1221	箱根ヶ崎 25 番地 2	(042) 556-5021
14	(特定非営利活動法人) NPO つくし		190- 1223	箱根ヶ崎西松原 51 番地 3	(042) 557-6800
15	ヘルパーステーション 七福神		190- 1211	石畑 1940 番地 3	(042) 557-7294
16	高齢者在宅サービスセンター みずほ		190- 1221	箱根ヶ崎 922 番地 1	(042) 556-0066
17	訪問介護 董		190- 1212	殿ヶ谷 835 番地 1 101 号	(042) 513-9555
18	訪問看護	みずほ訪問看護ステーション	190- 1201	二本木 722 番地 1	(042) 556-1737
19		菜の花訪問看護ステーション	190- 1212	殿ヶ谷 451 番地 1	(042) 568-0332
20	訪問リハビリテーション	高沢病院	190- 1201	二本木 722 番地 1	(042) 556-2311
21	訪問入浴介護	アースサポート瑞穂	190- 1221	箱根ヶ崎 215 番地 16	(042) 568-0233
22		セイブケア	190- 1203	高根 98 番地	(042) 847-3200
23	通所リハビリテーション	介護老人保健施設 菜の花	190- 1212	殿ヶ谷 454 番地	(042) 568-5111
24		介護老人保健施設 ユニット菜の花	190- 1212	殿ヶ谷 454 番地	(042) 557-7915
25		介護老人保健施設 けんちの苑みずほ	190- 1231	長岡長谷部 31 番地 1	(042) 568-0200
26		みずほクリニック	190- 1231	長岡長谷部 31 番地 1	(042) 568-0300

	サービス区分	事業所名	所在地		電話番号
27	通所介護	高齢者在宅サービスセンター みずほ	190- 1221	箱根ヶ崎 922 番地 1	(042) 556-0066
28		デイサービスセンター 不老の郷	190- 1221	箱根ヶ崎 182 番地	(042) 568-2671
29		第2デイサービスセンター お茶のみ処	190- 1201	二本木 1319 番地	(042) 568-0390
30		杜の園ながおか デイサービスセンター	190- 1233	長岡下師岡 372 番地 4	(042) 556-6511
31	通所介護 認知症対応型通所介護	フラワープラム	190- 1231	長岡長谷部 83 番地 1	(042) 556-5755
32	地域密着型通所介護	デイサービス 七福神	190- 1211	石畑 1940 番地 3	(042) 556-8321
33		デイサービス 葵	190- 1212	殿ヶ谷 952 番地	(042) 557-8530
34		二本木交茶店	190- 1201	二本木 684 番地 4	(042) 568-0250
35	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 不老の郷	190- 1201	二本木 1319 番地	(042) 557-3030
36		特別養護老人ホーム 良友園	190- 1221	箱根ヶ崎 670 番地 1	(042) 568-0753
37		特別養護老人ホーム みずほ園	190- 1221	箱根ヶ崎 922 番地 1	(042) 556-1411
38		特別養護老人ホーム フラワープラム	190- 1231	長岡長谷部 83 番地 1	(042) 556-5755
39	短期入所療養介護	介護老人保健施設 けんちの苑みずほ	190- 1231	長岡長谷部 31 番地 1	(042) 568-0200
40		介護老人保健施設 菜の花	190- 1212	殿ヶ谷 454 番地	(042) 568-5111
41		介護老人保健施設 ユニット菜の花	190- 1212	殿ヶ谷 454 番地	(042) 557-7915
42	福祉用具貸与	セイブケア	190- 1203	高根 98 番地	(042) 556-9060
43		ケアサポート尾作設備	190- 1211	石畑 1594 番地 5	(042) 556-2626
44	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 不老の郷	190- 1201	二本木 1319 番地	(042) 557-3030
45		特別養護老人ホーム 良友園	190- 1221	箱根ヶ崎 670 番地 1	(042) 568-0753
46		特別養護老人ホーム みずほ園	190- 1221	箱根ヶ崎 922 番地 1	(042) 556-1411
47		特別養護老人ホーム フラワープラム	190- 1231	長岡長谷部 83 番地 1	(042) 556-5755
48	介護老人保健施設	介護老人保健施設 けんちの苑みずほ	190- 1231	長岡長谷部 31 番地 1	(042) 568-0200
49		介護老人保健施設 菜の花	190- 1212	殿ヶ谷 454 番地	(042) 568-5111
50		介護老人保健施設 ユニット菜の花	190- 1212	殿ヶ谷 454 番地	(042) 557-7915

## 瑞穂町第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

---

発 行 2018（平成30）年3月  
企画・編集 瑞穂町福祉部高齢課  
住 所 〒190-1292  
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地  
電 話 （042）557-0501（代表）  
F A X （042）556-3401（代表）

